平成30年6月13日（水曜日）

（会議第3日目）

応招議員

		2番	濱村　博	3番	藤本岩義
4番	矢野昭三	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森　治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	山﨑正男		

不応招議員

1番　坂本あや

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事	北岸英敏	総務課長	宮川茂俊
情報防災課長	徳廣誠司	税務課長兼住民課長	尾﨑憲二
健康福祉課長	川村一秋	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子　伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	矢野雅彦	海洋森林課長	今西文明
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長　小橋和彦　　書記　山﨑あゆみ

議 事 日 程 第 3 号

平成30年6月13日　9時00分　開議

日程第1　一般質問

議 事 の 経 過

平成30年6月13日
午前9時00分　開会

議長（山﨑正男君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

坂本あや君から欠席の届け出が提出されていますので、報告致します。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、宮川徳光君。

6番（宮川徳光君）

おはようございます。

一般質問を行う前に、ちょっと余談ですが。

昨日は、アメリカと北朝鮮の史上初となりますトップ会談がシンガポールで行われたということで、今朝の新聞などは大きく取り上げておりました。

この会談いいますか、会って話すということは非常に大事なことでありますし、それと結び付けるわけにはいきませんけども、こういった会議、黒潮町で言うならば議会。会って、いろんなことを話して決めていく。そういった意味も込めまして重要だと言ったわけですが。

ちょっと脇にそれるかもしれませんが、この会って話すという意味合いで言いますと、高知県で言う土佐のおきゃくといった言葉に表します飲み会。ちょっと言葉が適切でないかもしれませんけども、こういったのもある意味、非常に有意義な時間になろうかなと、個人的には思ってるところでございます。

そういった意味で、ここ2年間、黒潮町のために努めてこられました北岸参事に対しまして、明日議会が済んでからですか、お礼を言える場を設けていただきましてお礼が言えることは、それなりにまたいい時間になるんじゃないかなと思ってるとこです。

ちょっと話がそれてしまいましたけれども、通告書に基づきまして一般質問をしたいと思います。

今回は3問設けておりまして、まず、1問目の施政方針についてということで。

今6月定例会は、大西町政の3期目のスタートの議会となるとともに、2期8年ほどにわたって町教育行政を導いていただいた前坂本教育長から畦地教育長へとバトンタッチされた直後の議会となっている。

それぞれが新しいスタートを切るこの機に以下を問う、としまして。

まず、カッコ1としまして、大西町政の2期8年の総括と、3期目4年間の施政方針は、としております。

答弁をお願いします。

議長（山﨑正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

それでは宮川議員の、2期8年の総括と、3期目の施政方針についてのご質問に答弁させていただきます。

統合戦略の体系的な説明は、過日参事から、そして施政方針の全文につきましては、今議会開会冒頭申し上げましたので、個別の施策につきましてはご確認をいただいた上で、再質問で掘り下げていただければと思います。

それでは、総括と今後の施政方針についてでございますけれども、非常に密接な関係がございまして、統括して答弁させていただきます。

今議会におきましてもご質問をいただいてまいりました総合戦略は、この策定過程におきまして、当然のことながらこれまでを振り返り体系的な総括を踏まえ策定したものです。

現段階において、残念ながら体系的に全体をふ関した際、薄いと思われるところにすべて政策的なカバーが行き届いているといったところまでは到達しておりませんけれども、3 期目につきましてはこの政策体系である総合戦略の着実な実施と不断の見直し、これに尽きます。

その上で、各種施策の立案、推進に際し、一層心掛けていかなければならないのが官民協働でございます。自治体戦略2040構想研究会の第一次報告の中で、自治体は、単なるサービス・プロバイダーから、公、共、私が協力し合う場を設定するプラットフォーム・ビルダーへの転換が求められると指摘されているように、いかに官民共同の体制を構築するかが大変重要です。

これまでもご説明させていただいてまいりました、ふるさと・キャリア教育や、そもそも多様な方々の参画を大前提としている黒潮町版地域包括ケアシステムの構築のみならず、産業施策におきましても喫緊の課題となっております各自産業の後継者対策について、各事業所、各産業従事者の皆さんとしっかりと連携をしなければ、効果が限定的であることは明らかです。

防災面におきましては既にその方向性で進んでるところであり、この部分が黒潮町の防災の最大の特性とも言えるまでになりました。

いずれにしましても、今後いかなる社会環境の変化にあっても、ひるむことなくしっかりと事前の準備を行い、今お暮らしの皆さんができるだけ幸せにお暮らしいただけるよう、また、将来にわたって幸せにお暮らし続けていただけるよう、町の将来を建設してまいりたいと考えております。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

施政方針は、私どもは今議会の冒頭に町長からお示しいただきましたし、紙ベースのものも頂いております。それを再度言われたというふうなとらえ方で話をさせていただきますけども。

その施政方針を読ませていただくと、それぞれにわたって、またより深くといいますか、そういったような感じで取り組まれてるような印象を受けますけども。

あと、施政方針とは若干違うかもしれませんけども、その行政を執行するに当たりましての基本的な心構え。これまでも町長は順法、法令を守ることが第一番であるというような言葉もあったと思います。

そういった、執行に当たっての基本的な心構えといったようなものがもしあれば聞かせてください。

議長（山﨑正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

ご紹介いただきました順法精神については、それをもってどうのこうのではないんですけど、それはもう当

たり前の大前提でありまして。それは、何も自分だけがということではなくて組織総体として、あるいは他の自治体でも同様だと思います。

とにかく心掛けていかなければならないと思うのは、決してさまざまなセンサスとか推計を見たときに、決してこれから迎える時代は容易な時代ではないという自覚を自分たちは重々持たなければならないと思っています。そのために、いかに事前に準備ができるか。これに尽きます。

そのために、その準備を機動的かつ効果的、効率的に進めるために政策体系として整理をしたのが総合戦略でありまして、それを着実に実行すると。先ほどの答弁と重複致しますが、これに尽きると思います。

その上で、これまで民間に活力があって、民間が自立、自活ができていて、行政は最低限の行政サービスをしていればいいという時代は、もう既に終わったと思っています。ただし、これも議会たびにいろいろな場面で申し上げることですけれども、必ずしも将来にわたって行政のサービス提供能力がこれから高まっていくという時代ではないと、そのようにも思っているところです。

従いまして、民間の活力が低下をして、行政サービスの提供力が落ちた。その中で住民の皆さんが不幸になられる、そういう町を絶対つくってはいかんということです。これは先ほど、1回目の答弁で申し上げました、プラットフォーム・ビルダーのとしての自覚を自分たちは持って、とにかく行政だけが、あるいは住民任せだけでと、こういうことではなくて、官民共同、公、共、私がしっかりと連携をしていく。この体制をいかに構築できるかに懸かっていると思います。

繰り返しになりますが、決して容易な時代ではないですけれども、しっかりと協力さえできれば、しっかりとした素晴らしい町ができると思っています。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

大変、心強い答弁いただきました。

ちょっとくどいようですが、その順法の話を今させていただいたんですが、町長からごく当然のことということで。こちらから言っても、ごく当然の答弁であったわけですが。

ちょっと私の思い違いかもしれませんけども、先日の藤本議員の質問でも、いろんな条例を含めて以下の要領、要項とかいうような。この間は何でしたかね、ちょっと言葉が忘れましたけども。

そういった、仕事をする上での必要なものの整備はきちんとやっていかれるという意志だけを、ちょっと再確認させてください。

議長（山﨑正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

過日、藤本議員からご質問いただいた際に、現行で運用している現状と、それから体系的な法の整理との現状との乖離（かいり）があるということについてはおわびを申し上げて、改善をすると申し上げたところです。

同様に、足りていないところについては、これから順次整備をしてまいりたいと思います。その形が条例という形になるのか、ものによって。あるいは、内部の運用規定でいくのかということは別にして、縷々（るる）、作らなければならないところで作れてないところについては、しっかりと整備をしてまいりたいと思います。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ありがたい答弁をいただきましたんで、次へいきます。

カッコ２番ですが、黒潮町の教育行政の課題とそれに対する対策、また、今後をどう導いていかれるかを問います。

答弁願います。

議長（山﨑正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

おはようございます。

それでは宮川議員の、町教育行政の課題と対策、今後の方策等に関するご質問に関して、その代表的なものについてどのような方向性を持っているか簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、修学年の教育についてでございますけれども。

今般、計画として取りまとめを致しました黒潮町総合戦略第３部教育基本計画。これを策定する中で、関係者から特に課題として出されましたのが、家庭の教育力、子育て力の低下でありました。

従いまして、家庭が教育のすべての出発点であり土台であるということを認識をし、豊かな情操や基本的生活習慣、家族や他人への思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的マナーや自制心、自立心が養えるように、取り組みを進めてまいりたいと思います。

学校教育におきましては、教科に関しては活用問題、これに多くの学校で課題を有しております。これまでの、何を知っているかを評価する教育の中心から、知っていることを使ってどのように社会、世界とかかわり課題を解決できるか、という多様性の理解。相手の意見を聞いて自分の意見を正確に伝える能力、コミュニケーション能力、人間関係や社会形成に必要な力、課題設定能力、分野を超えて専門技術を組み合わせる能力、自己研さん意識、自分の専門知を立場の違う相手にも分かる文脈や言語でコラボレーションしていく翻訳能力などの育成に力を注いでいきたいと思っております。

また、地域の課題は姿かたちを変えて永遠にやってきます。そのため、社会教育分野におきましては、次から次にやってくる地域の課題を解決する意思と能力を持った人材を育成することが必須であると思います。一方で、黒潮町総合戦略第３部教育基本計画を策定する中で、地域の教育力の低下も関係者から指摘をされているところです。そのために、少数の地域リーダーが責任を持つのではなくて、一人一人の変容を促し、住民個々の能力を最大化できる人材育成の取り組みを進めたいと思います。

教育上の課題は多様に多種あります。それらをその都度解決し、より良い方向に、そして教育を通じて人々の幸福が実現されなければならないと思います。当たり前のことになりますけれども、教育は人が対象であります。そして、社会は人でできているということを考えますと、教育こそ地域最大の地域資源であると思います。そのために、特に私たちの未来を支える子どもたちのはぐくみは、私たち大人の責任であることを自覚をし、今後の教育行政を進めてまいりたいと思います。

以上、ごく簡単に教育行政の課題と対策についてご説明をさせていただきましたが、細部につきましては再質問で深堀りをしていただいたらと思います。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

６番（宮川徳光君）

今の答弁いただいて、私の理解がようしなかった部分があるかと思いますが。

今後のどう導くか、言葉が適切でないかもしれませんけども、そういった部分がちょっと響いてこなかった

かなというふうに思いますが。

再度、お願いします。

議長（山﨑正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

基本的には、今ご説明をしました総合戦略、これを核にして、学校教育、社会教育、全般の教育を進めたいと思います。

ただし、総合戦略には記載をされていない教育上の課題に対する施策があります。それにつきましては、教育振興基本計画でありますとか教育行政方針にのっとって進めてまいりたいということでございます。

で、どのように導くかということでありますけれども。先ほども言いましたように、私たち教育行政だけではなくて、行政総体の目標は、私は人々の幸せにあるというふうに思っております。そのために教育は何をしなければならないかということを、我々考えて実行しなければならないと思います。

で、人々が幸せだっていうふうに感じるのは、人によってさまざまだと思います。例えば、お金があっても満足できない、不幸せを感じていると思いますし、お金がなくても地域に支えられ、感謝をし、満足して生きていらっしゃる方もいると。幸せというのは、要は人々それぞれの個人個人の心が、気持ちが決めるものだというふうに思います。

従いまして、我々が教育として取り組むべきことは、やはりこの町に生まれて、住んで、最後はこの町で死んでいく。そのことが本当に喜びとして感じられる町。これを、教育を通じて実現をしたいと。そのために、関係者と協力をして教育行政を進めたいというふうに考えております。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

同じことを2回言わせたような気がします。私のちょっと理解不足いいますか。

私は順序立てて話していただけとるかな思うて聞きよったところですが、まとめて回答されとったということだったようで、申し訳ありません。

目的が人づくりというところは、私も同感です。教育長が選任された折にも、人が大事ということで、また、教育が地域の大きな資源だというような話をしておいでたのを思い出したましたけども。

教育行政の課題と対策。課題、あまり細かいとこへ入っていくべき質問ではないとは思いますけども。今、私どもの子育ての反省として、テレビに子守りをしてもらったというような苦い思い、苦いといいますか反省もしてるところですが。今は、テレビがあってスマホが子守りもしているような状況も見受けられるように思いますが。

そういったスマホとかいったものに、あと、テレビゲームは今でもあると思いますが。そういったことに対する考え方はどういうふうなものでおいででしょうか。

議長（山﨑正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

先ほど答弁致しましたように、関係者とこの総合戦略を立てる際に協議をしたときに最も多くの課題として

挙げられましたことが、今おっしゃられました家庭の教育力の低下の問題でありました。

その最大の原因が、今ご指摘のように、スマホ等の電子機器に子どもたちがお守りさせられてる状況があるということと。

それから、24 時間生活、ライフスタイルになって、例えば、コンビニが 24 時間開いている、ファミリーレストランが 24 時間開いている。そういう社会環境の変化に伴って、大人の生活が夜間にずれ込んでいる。そのことに、子どもたちがある意味犠牲になっているという指摘でありました。

そこで、昨年度、そこを何とかみんなで改善をしたいということで、早稲田大学の医学博士の先生をお呼びをして、保育士、それから保護者対象に学習会を開催を致しました。その際に、その先生からご指摘を受けましたのが、今説明をしました 24 時間生活が、子どもの就寝時間、早寝、早起きが、要はできていない。どのようにできていないかというと、20 年、30 年前と比べると、2 時間夜にずれているというご指摘です。2 時間寝るのが遅い。けれども社会は 2 時間遅くなってないわけですから、結果的に子どもたちは睡眠不足になって、朝からあくびが出る、活動的でない。そういうことが、保育現場、教育現場で今問題になっていますと。

で、その先生のご指摘によりますと、その 2 時間を元に戻しなさいと。そういう努力を皆さんはやるべきだというご指摘を受けました。我々もそのとおりだと思いまして、本年度、保育所所長に指示を致しまして、保育所 4 園ございますけれども、すべての園で生活リズム、これを正しく戻すための行動計画を立てて、今、取り組みをしております。やるべきことを網羅を致しまして、それを月ごとに、何をどのようにするのかということを、今、実行しておりまして。

そういう取り組みの中から、子どもたちの生活リズムを正しくし、今おっしゃりましたさまざまな課題に対して対応していきたいというふうに考えております。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6 番（宮川德光君）

私の質問への、その後、小学校とか中学校での対応が、問題とか対応があればということと。

冒頭から言われているように､家庭での教育ということを､結構全面というか言葉に出しておるわけですが。今の保護者さんと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんけども、私どもの年代から言うと今の保育園というのはもう孫の世代で、私どもから言うと子どもの世代が子育てをしているわけですが。その子育てをしている今の親の方々が、私が先ほど申したような感じで、ちょっとそういうテレビゲームといったものに影響を受けている世代だと思われますんで、そういったことへの対応などは考えておいででしょうか。

2 点お願いします。

議長（山﨑正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

小学校、中学校の基本的生活習慣、あるいは生活リズムに関しての取り組みでありますけども。保育所も一緒ですけれども、年に少なくとも、少ない学校で学期ごとですから年 3 回、多い学校では毎月ぐらいに、生活調査というのをやっています。つまり、何時に起きて、何時に寝た。朝ごはんを食べたかどうか。あるいは、テレビは一日に何時間見たかとか、そういう調査をしておりまして。それを学期初めから学期途中、1 年度の終わり等経年変化を見つつ、その結果を集約し分析をして、それを保護者に返すという形で、保護者には啓発を各保育所、各学校で取り組んでいただいているところです。おおむね、年度初めよりも年度後半には、その

数値については向上を致しますけれども、どうしても保護者というのは、新しくその保護者が卒業して、また次の保護者が入ってこられるということなので、どうしても年度初めはまた数値が下がります。

ですから、どこまでやったらすべて解決するというものではないということでありまして、地道にやはり子どもたちの状況を保護者に伝え、改善をする方向で、職員一丸となって啓発なり学習会等を実施をしながら、もうやっていくしかないのかなというふうに考えております。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川德光君）

どうも。

細かいことになるかもいうていう断りを入れて、テレビとかテレビゲームとか、私らの時代はですね。今は、それに加えスマホとかいったもんがかなり学習なり。

なぜそういうことを言うかと、私の思い違いも大いにあろうかと思いますけども、結構私どもの周辺でも引きこもりの方がおいでるように見受けられるんで、そういったことの原因の一つというか、大きな原因になっているんではないかなと思っての質問だったがですが。

その部分について、ちょっとお答えください。

議長（山﨑正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは、再質問にお答えします。

ネット対応、スマホ等の利用に関してでございますけれども。これにつきましては、幡多地域市町村連携をしまして幡多っ子ネット宣言というのをやっておりまして、9時以降にはもう使わないというのを協働をして取り組みを進めております。おおむねできているというふうにお聞きをしておりますけれども、どうしてもやっぱり守られない家庭もいるというふうに聞いておりまして、これはPTAの皆さん等、会合等の折になお確認をしつつ、そこを啓発をしていきたいというふうに考えております。

それから、ネットが引きこもりの原因ではないかということでありますけども。少し私は、それに関して因果関係がどの程度あるのかについては、申し訳ありません、承知しておりません。

ただし、引きこもった人がネットを使うことによって、要は深刻化するといいましょうか、出ていく理由がない、時間が十分部屋の中でつぶせるという状況が、悪化ないしは延長をさせている可能性はあると思います。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川德光君）

どうも。

私が今質問しているのは、まあ例えば、今引きこもり言いましたけれども、それの原因が小さいときから、幼児期からのそういう、テレビやテレビゲームや。今、小さいお子さんでも、泣いたりすると親御さんがスマホなんかを渡してゲームをさせたりしているのをよく見かけるんで、そういうことの積み重ねがという意味合いで、保育所、それから小学校、中学校の取り組みを聞いたわけです。ネットがというだけのことではないのですが。

再度お願いします。

議長（山﨑正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

先ほども申しましたけれども、ネットの利用と、その子どもが将来、例えば引きこもりになるか等についての因果関係については私は、すいません、ちょっと見解をよう申し上げません。

ただ、今ご指摘のありました、例えば、子どもがぐずっているときにそれを静かにさせるためにスマホは与えて静かにさせるとか、あるいは、最近は鬼が出る画面のソフトがあったり。言うことを聞かないと、その鬼の画面を見せて言うことを聞かせると。そういうソフトもあるようでございます。そのことが、将来その子どもの未来にどのように影響するか等については、少し私も断定はようしませんけれども、少なくともその時間、親子と子どもと面と向かったかかわり合いというのは少なくともないわけでございますから、その点に関しては必ずしも僕は良いことではないと。

やはり、親としてそういう機器を介在をさせずに、正面向かって子どもと向き合って、正すべきことは正す、聞くべきことは聞くというのが、やはり子育ての基本ではないかというふうに思います。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川德光君）

今の答弁で私が聞いたのは、幼児期の話だけなんですよ。おんなじ意味合いで、ここ3回、4回言いようわけなんで、言葉が足りんのでしょうかね。

その小学校とか中学校なんかで、そういう問題意識は持ってないのですか。

議長（山﨑正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

先ほども申しましたように、幡多地域で協働をして、そのネット、スマホ等の利用については制限をしていこう、指導をしていこうという取り組みをしておるわけですから、これは幼児期だけではなくて、小、中、高、高校生まで含めて、その問題意識を持って我々は対応をしているということであります。

ただし、先ほど言いましたようにそのことと、先ほど言いました、例えば引きこもりが直接的に因果関係があるかどうかについては、私は少し専門知識がないものでようお答えはしないということであります。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川德光君）

私も、その因果関係があるということを言ってるわけではないです。

あと、問題意識は持っているというふうに答えてくれたと思うんですが、どのような問題があると思います。

議長（山﨑正男君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えします。

今のネット、スマホ等で一番問題になっていますのが、いじめ、あるいはいじめに通じるような書き込みでありますとか情報の発信。あるいは、スマホを使って性犯罪、あるいはその他の犯罪に巻き込まれること等が一番、我々教育関係者の中では課題になっているというふうに思います。

ただ、中高生、特に高校生等になりますと、スマホ、タブレット等についてはそれらを有効に使って、将来

の仕事や、あるいは学業に生かすということを正しく教えるということも一方では重要でありますので、正しい使い方、あるいは間違った使い方の怖さというものを正しく教えていくということが大事ではなかろうかと思っております。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

この今質問しようことはですね、私個人的にもいろいろ子育てに反省するところがあって、そういった心配の状況は私どもの子育てのときより今の方が、私から見て心配する状況は大きくなってるように思えてのことながですが。

振り返って私のことで言いますと、なかなか子どもと親とが話し合う。なかなかうまく話し合えないことが、私もそうでしたけど多いのじゃないかなということがありまして、今のその現状がより強くなってる状況で言えば、行政サイド、今言われたようにやってるということなんで。そういう取り組みを強化して、保護者と大いに話をしていただいて。先ほど言いましたように、会って話をするということは必ずいい方向にいくというふうに思っておりますので。

まあ、やっているということなんで、そういうことをちょっと付け加えていただきたいことを申し添えて、次にいきます。

2番の質問としまして、自然環境を取り戻そうとしております。

地球規模での温暖化や大気汚染、ごみ問題などが年々深刻さを増す状況となっている状況下、以下を問うとしております。

カッコ1としまして、こうした自然環境の悪化について、町の認識と取り組みはとしております。

答弁願います。

議長（山﨑正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾﨑憲二君）

それでは宮川議員の、自然環境の悪化における町の認識と取り組みについて、通告書に基づきお答えします。

国際的に生活様式の多様化によるプラスチックごみの増加、ならびにそれらのごみのポイ捨てなど、不法投棄に起因する生活ごみが多数発生し、自然環境の悪化を招いています。

また、中山間地域の過疎化により山林の荒廃が進み、川上から流木やアシ類が流れ出て、私たちの生活ならびに農林水産省への影響も危惧（きぐ）をされています。

黒潮町でも、地球温暖化対策の一環としまして、平成25年度から第2次地球温暖化対策実施計画を策定し、温室効果ガスの排出削減に努め、黒潮町役場の取り組み状況については、二酸化炭素排出量を町広報誌にて公表をしているところです。

また、生活雑排水を減らし美しい自然を守るために、自然にやさしい生活を心掛けていただくための生ごみの減量化対策として、コンポスターやEMボックス購入者への補助事業や、使用する際に必要なEMぼかしの講習会を行っているところです。

なお、今年度教育委員会が取り組んでいます、ふるさと・キャリア教育の提案事業としましてEMぼかし作りを企画し、次世代を担う子どもたちに、家庭、学校だけではなく地域の方々と触れ合って、黒潮町の環境について一緒に考えてもらいたいと提案をしています。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川德光君）

温暖化防止について取り組んでおいでるという、町が独自で取り組んでいるというのをちょっと初めて聞いたような気がしますが。

活動の内容をもう少し詳しく教えていただければ。

議長（山﨑正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾﨑憲二君）

それでは再質問にお答えします。

町が取り組んでいる内容につきましては、公用車、そして庁舎の電気、そういったもろもろのエネルギー、燃料等について、どれだけ二酸化炭素の抑制をしているか。そういうものを取り組んでいます。そして、その内容につきましては、昨年の町広報紙11月号の方にも掲載をさせていただいています。

目標数値につきましては、基準年度を平成24年度としております。それからマイナス5パーセントを抑制すると。

そういうことで取り組んでいます。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川德光君）

素晴らしい取り組みだと思います。

これは平成24年度を基準としてということで、今のその基準に対する状況、また、住民の参加を促すような活動いいますか、住民に広げていくようなことはやらないのでしょうか。

議長（山﨑正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾﨑憲二君）

再質問にお答えします。

住民参加型の排出ガスの抑制についてですが。現在のところ、先ほど言いましたように燃料、電気料、そしてまた、町の場合はいろんな紙類を使いますので、そういうふうなものをすべて集約して、元の基準年度でどれだけ使っていたかということになってきますので、なかなか小規模事業者、ほぼ個人事業者が多いと思いますので、町内の場合。

そしてまた、個人の民家になかなか広げていく状況には現在なっておりません。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川德光君）

その活動を始めた要因、何を目的にこういうことを始められたのですか。

議長（山﨑正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾﨑憲二君）

それでは再質問にお答えします。

この町の活動につきましては、国が地球温暖化対策の推進に関する法律、こちらを制定されました。その後、都道府県ならびに市町村に策定が義務付けられております。

それに基づきまして、黒潮町でも平成24年度に、その計画を策定して取り組んでいるところです。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

国からの要請いいますか、そういったもので。

これは私が考えるには広めていくべきだと思いますし、どういうことで温暖化を招いている、結び付いているといった状況は知らせるべきではないかと思うのですが。

今後の取り組む予定などをお聞かせください。

議長（山﨑正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾﨑憲二君）

地球温暖化の原因につきましては、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス、これが大量に排出をされるということに基づいて、国としてその過度な温暖化を防止するということで、この先ほど言いました法律が作られております。

現在、町としましては、先ほど言いましたように平成24年度にこの計画を策定し、25年度からの計画を作っております。

来年度、また全体の見直しをする予定になっております。その中で、また議員が今提案をしていただきました町内への普及ですね。そういうものはできるかどうか、そこの中でまた内容を精査していきたいと思います。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

ぜひ、住民にも知らせるべきものは知らせていってほしいと思います。

次へいきます。

カッコ2としまして、町内の住民によりますEMやくろしお元気AIを活用した取り組み状況と、それに対する町の取り組み、ならびに今後の展望を伺うとしております。

答弁願います。

議長（山﨑正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾﨑憲二君）

それでは、住民の方々が取り組んでいるEM菌やくろしお元気AIの活用状況、ならびに今後の展望について、通告書に基づきお答えします。

町内の取り組みですが、旧佐賀町が平成15年当時に、EM菌が環境浄化対策に有効なことに着目し、佐賀の漁業集落の生活雑排水による排水路の悪臭対策、ならびに河川の汚染対策を図るため漁業集落クリーンアップ推進事業を、海を守る活動として、環境美化活動や合成洗剤追放運動を30年以上続けている漁協女性部が中心となり、行政と地域が協働して生活環境の保全を図るとともに、住民の環境意識の向上に取り組んだのが始まりです。

両町合併以降も活動は継続され、その活動は町内にも広がり、現在では、EM菌活性液を培養している佐賀漁

協女性部と、くろしお元気AIを培養している黒潮エコクラブの、2つの組織の皆さんが黒潮町の環境対策にご尽力をいただいています。

それぞれの培養液の活用状況は、三浦小学校のプールにくろしお元気AIを、他の小中学校にはEM菌活性液を活用しています。いずれもプールの水の浄化を目的としたものではなく、清掃の数日前に投入することでプール内の環境が改善され、汚れが落ちやすくなり、給水後のプールの状況も良好とのことです。

なお、町としては、四国内で開催される四国EMフェスタへ参加し、皆さんに学習や他団体との交流を深めていただき、今後の活動へ生かしてもらっています。

今後の活動につきましては、引き続きコンポスターやEMぼかしボックスを購入していただいた方を中心に、黒潮エコクラブの方々による学習会などを通じて、町内への普及に取り組んでいきたいと考えています。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川德光君）

佐賀のEMの取り組み状況の、取り組むきっかけといったようなものまでお聞かせいただきました。ありがとうございました。

この種類の質問はですね、EMは佐賀で取り組まれたのは、平成15年、6年、7年ぐらいにわたって立ち上がったように聞いてますが。当時から、大方地域でも同じようにEMを取り組まれておいでる方があって、平成25年の2月でしたか、台所からエコをしようというような題での講演がありまして、えひめAIに関する講演でしたが。それを基に、くろしお元気AIに町内で取り組まれてる方がおいでるということで。

私もその当時、25年当時から4回ですか質問させていただいて。それぞれ、例えば官民協働での改善をしましょうとか、2回目は、当然取り組むべき課題ということですね。それから3回目は、住民の自発的活動を支援しますということで。4回目は昨年の8月にやってますが、官民協働での取り組みで自然環境の改善は可能というようなことになっております。

今回取り上げさせていただきましたのは、私どもが小さいいうか幼少の折といいますか、そういったときには川も海も全然現在とは違ったような、すごい川の水はきれいでというような感じだったんですが、だんだん環境に負荷の大きい合成洗剤などを使い続けることによって今の状況が生まれていると。その状況を環境に負荷の少ない、また、逆に微生物を増やすものを使って、何十年かかけて元の自然を取り戻そうというような趣旨で生まれたえひめAI。そういったものを使って自然を取り戻そうという活動が黒潮エコクラブとか、佐賀の女性部さんなんかがやっている活動だと思っておりますが。

1点、佐賀のEMの今の女性部さんが長年にわたって取り組まれてきた。その取り組みに対する町行政のかかわり方、エコクラブへの行政のかかわり方が、若干違いがあるようにも思えるのですが。

そのへんはどういうふうに考えられておりますか。

議長（山﨑正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾﨑憲二君）

それでは再質問にお答えします。

各組織のかかわり具合についてですが、過去の経過については詳細に把握をしておりませんが、佐賀女性部につきましては培養液を町から委託をして製造していただいていると。

そして、また黒潮エコクラブにつきましては、各住民への普及についていろいろな啓発、そしてまた研修会の講師をしていただくというふうな、それぞれのかかわり方ということでお願いをしているところです。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川德光君）

分かりました。

続きまして、3番の方へいきます。

カッコ3としまして、海洋のプラスチックごみが大きな問題となってきているが、町としてどう取り組むかとしております。

これは当町だけの問題ではなくって、先のEMやくろしお元気AIもそうですが当町だけの問題でなくって、大きく言えば世界規模的な問題ですが。

この大きな問題に町としてどう取り組むかをお答え願います。

議長（山﨑正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾﨑憲二君）

それでは、海洋プラスチックごみに対する町としての取り組みについてお答えします。

中山間地域の過疎化により山林の荒廃が進み、大雨が降った後の海岸には流木やアシ類が多数漂着をしています。また、ごみのポイ捨てなど、不法投棄に起因する生活ごみも多数漂着をしているのが現状です。

このような海岸に漂着したごみは、各地区のボランティア団体の方々の清掃活動により、親しまれる海岸として保全をしていただいています。

町としては、ごみの適正処理を行うために、黒潮町一般廃棄物処理実施計画を策定し、ごみの資源化による一般廃棄物の減量化を推進し、町民、事業者、行政が、分ければ資源、混ぜればごみをスローガンに、ごみの適正処理に取り組んでいます。

ごみ問題は、ごみの排出元である各家庭や事業者がきちんと分別し、集積所に出していただく。また、行政は不法投棄を抑制させるための啓発活動など、それぞれの役割分担を行い、自然界にごみを放出しないように努める必要があると考えています。

ご質問の海洋環境の問題ですが、海中には多種多様なごみが浮遊をしています。流木や海藻は微生物の働きで分解され、二酸化炭素や水などに戻っていきますが、プラスチック類はいくら小さくなっても分解され、なくなることはありません。しかも、マイクロプラスチックは海の生物が餌と間違えて食べてしまうことで、海の生態系への影響が心配をされています。

陸域で適切に処理されないごみは、たどり着く所は海です。人間の作り出したプラスチックが地球環境を破壊し続けることが危惧（きぐ）されてから久しくありません。海は捨てられたプラスチックの袋小路と表現される研究者もいます。プラスチックごみは、黒潮町だけではなく海岸を有する各国に共有する課題でもあります。日本国内でも、河川の上流域に位置する自治体を含めたごみ減量化の協議を行わなければ、海岸域の環境問題の改善は見込まれませんので、高知県を通じて海の環境問題についても呼び掛けをしていきたいと考えています。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川德光君）

大変な問題だという認識は一致したとは思いますが。

今、どう取り組むかという部分につきましては、プラスチックそのものがあって、もちろんこれからも残る

わけですが。

その対症療法的な取り組みのように聞こえましたけども、もう少し原因に踏み込んだような。例えばですよ、ちょっと極端かもしれませんけども、ビニール袋でないものに代わる、例えば紙袋といったようなもんとか、エコバッグとかいったようなものを住民に啓発するような考えはないでしょうか。

議長（山﨑正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾﨑憲二君）

それでは再質問にお答えします。

プラスチックごみにつきましては年々増えていく状況です。それは工業製品、工業が発達するに当たってますます増えていくということはなってまして、特にそのプラスチック関係のごみが増えているのはアジア圏が増えているというふうに、自分たちは聞いております。

その中で、2014年国連で、また翌年にはG7、そしてまたその翌年にはダボス会議等で、世界的な話が出ています。

なお、それを国内に返りますと、議員が申されましたようにエコなものに変えると。その一つの事例として、レジ袋の削減による、お買い物袋を持参して取り込むということでなっております。数年前にもその呼び掛けをして、また町の職員の中でも。特に四万十市の量販店ではお買い物袋による推進をしていますが、町内では事業所になかなか呼び掛けができていないのが現状ですが、町職員の中ではそういう呼び掛けをしながら、お買物袋を持って買い物に行くと。そして、自分たちがそういうエコな生活環境に持っていくということには取り組んでいきます。

なお、先ほど言いました町内の事業所その他につきましては、来年度の計画の見直しがありますので、そこの中でまた併せて呼び掛けのことについても反映できないかと考えていきたいと思います。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川德光君）

今の答弁で職員の話が少し出ておりましたが、そういう職員自らがそういった意識を持って取り組んでおるということは素晴らしいことだと思います。

この2番の自然環境の問題は、自分たちの生活を営む中で、意識する意識しないにかかわらずこういう結果をもたらしているということを知るということがすごい大事なことだと思って、この質問の場にも立たせていただいてるわけですが。その意味でも、職員自らそういう意識になるということは、それがふとした折に住民にも伝わりますし、そういったことでじわじわというか、ある時、爆発的に広がるかもしれませんけども。その考え方が広がっていってもらったらいいと思っての質問です。

またいろいろ検討していただけるということなので、次の質問へいきます。

3番としまして、耐震改修工事を急げとしております。

家屋の耐震改修工事には多くの希望者があり、業者の中には工事の希望者が多く、数年待ちの状況となっている所もあると聞きます。

こうした状況下、年度替わりの時期において改修工事に切れ目が生じることがあるとの声を聞きます。その状況と対応策を問うとしております。

この質問は、町の取り組みの中でも南海トラフの地震津波対策の中にも、木造耐震化戸数としまして目標値が平成34年に1,000戸。実績が平成29年度末でしょうかね、これは。347戸といったような記述がありまし

て、かなり急いでといいますか、切れ目があるようでしたら切れ目がないように取り組んでいただきたいという思いがありましての質問です。

答弁をお願いします。

議長（山﨑正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは宮川議員の一般質問3、耐震改修工事を急げのご質問にお答え致します。

宮川議員ご質問のとおり、ここ数年、住宅耐震工事の希望者が急増している状況でございます。昨年度は、年間138件の耐震工事を実施することができました。

近年の状況を踏まえまして、平成30年度の当初予算にも昨年度以上の150件分の改修工事補助金を予算化させていただいてるところでございます。当補助金につきましては、国の社会資本整備総合補助金、および高知県住宅耐震化促進事業補助金を活用し、実施しているところでございます。

年度替わりにおいて、国および県補助金の各市町村への割り当てに基づき交付申請を行っており、当補助の着手交付決定後に補助事業に着手している状況でございます。交付決定があるまでの間は着手できない状況となっております。

そうした状況にあることから、前年度からの繰越予算等の活用により、年度当初から速やかに事業実施をできるよう努めているところでございます。

しかしながら、今年度は繰越予算が昨年度よりも少ない現状となっております。また、年度当初の国費、県費の各市町村の割当額が今年度は大幅に少なかったこともあり、現時点では交付決定を受けている件数分しか着手できない状況となっています。

そうした状況を踏まえまして、町としましても、県に追加配分について強く要望をしているところでございます。近年、順調に伸び続けている耐震事業を停滞させることなく、さらなる進ちょくを図るため、引き続き努力していきたいと考えています。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今年ですかね、近況について答弁いただきましたけども、現在そうなっているということは分かりました。

私の質問は、何とかしてその状況が次からなくなってほしいという気持ちがありましての質問ですが。

これからのこととして対応策、まだ34年に向けての計画が示されてるわけですけども。何とか、この切れ目がないような形にならないものかということですが。

再答弁をお願いします。

議長（山﨑正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しましたように、町としましても宮川議員ご質問のとおり、進ちょくに対しては進めていきたいというふうに考えています。

そうした中、年度間においての切れ目もできるだけないような形で、業務減の執行形態の中でどのようにで

きていくかといったところで、その切れ目がないような形を考えていきたいというふうには思っています。

そうした中、やはり現年分の予算の確保というのも重要で、現年分の予算を確保できるように、国、県への要望をしてできるだけ確保する。

そうした中、年度当初の中で早期着手といったことがあります。それの早期着手の申請をしますと、4 月末までにはそうした事業認定が受けられるといったこともございますので、町としましても、できるだけ年度間の切れ目がないような形で対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6 番（宮川德光君）

できるだけ切れ目がないような状態で対応していただくということですが。

それは何か、現状にあるものに何か手を加えて、そうすることによって、より切れ目の期間が短くなるといったことでしょうか。

そこ、ちょっと確認させてください。

議長（山﨑正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（德廣誠司君）

現状にある予算執行体系の中での対応になります。

どうしても年度間の切れ目というのは、行政の予算執行の中では出てくるところでございます。そうした中で、そこの中でもできるだけそこのタイムラグがないような形ということで、早期着手に関しても申請をすることで、その期間を短くするといったことの対応になるかと思います。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

宮川君。

6 番（宮川德光君）

町だけの補助ではないことは重々分かっておりますが、業者さんから見ると、それ、この耐震に対応して人手を構えてという声がありまして、なるだけというふうなことで質問致しました。

繰り返しになりますが、国、県もあってのことですので大変だと思いますけども、極力、切れ目が短くなるように頑張っていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（山﨑正男君）

これで宮川德光君の一般質問を終わります。

この際、10 時 35 分まで休憩します。

休　憩　　10 時　19 分

再　開　　10 時　35 分

議長（山﨑正男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、浅野修一君。

12 番（浅野修一君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問の方に入りたいと思います。

今回、私の方が4項目質問の方を構えらしていただいてますんで、執行部の方の明快なご答弁のほどよろしくお願いします。

早速ですが、1番目に、防災・減災についてでございます。

昨年の9月議会で、以下の2つの質問事項を執行部に対しまして行ったわけですが、その後の経過および現状について問いたいと思います。

まず、カッコ1と致しまして、一時的避難場所への居住スペースの確保できないかについて9月に質問したわけですが、今回、再度答弁の方を求めたいと思います。

それで、これ9月でも申し上げたわけですが、東北地方を中心と致しました東日本大震災では、一時避難場所で多くの方が寒さに震え、その後の生活でも支障を来すほどの影響があったことは、執行部の皆さんもご認識されていることだと思います。地震、津波と、その上に降雪。3 月ですんで、寒い月でございました。誰もがほんと耐え難いことであったと思います。今もほんと、心が痛むわけですが。

人間にとって、ストレスっていうのはほんと最大の敵でありまして、被災された方はほんと、身も心もずたずたといいますか、ほんとに疲れ切ったことだと思います。そういうことでストレス。このストレスはですね、被災時だけでなくて平時でも、被災したらどうしようとか、もしも夜中であったり、先ほど申し上げた月間であったり、そういったときであったら自分はどうしようかっていうふうな、生活の中でもその不安を抱えて、そのことがストレスの方につながっていくんだと自分は思っています。

町にとりまして、町民のそういったストレスであるとか心配事。このことを解消することが、町、自治体としてそれを取り除くことが任務であり責務であると、自分は考えております。

重ねてになりますけど、昨年9月の一般質問で、避難場所への簡易な一時スペース、避難スペース設置について、その後執行部の方でいろんなお話あったかと思いますけど、考え方の違いであったり、対応に進展はなかったかについて、再度問いたいと思います。

議長（山﨑正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは浅野議員の一般質問1、防災・減災について、カッコ1、一時的避難場所への居住スペースの確保はできないかについて再度答弁を求める。のご質問にお答え致します。

一時避難場所は緊急的な場所ではございますけども、避難所に移動するまでの間について風雨等をしのぐ環境対策が必要だというふうに考えています。

しかしながら、前回ご質問でも答弁しましたとおり、一時避難場所の状況についてはどの場所も同様の環境にございます。個所数も約150カ所を数えている状況にあり、そうした避難場所すべてへの居住スペースの確保となると、事業費、また設置条件等の課題がございます。

避難場所の環境整備については、その他防災対策事業も含め、優先度、緊急度を勘案し、総合的に進めていく必要があると考えております。

風雨対策としては、居住スペースといったことのほかに、テント等の備品整備による対応が有効だと考えられます。こういった備品の整備については、地域防災対策補助金のメニューにより対応が可能でございます。

テント等の備品に関しても、避難場所の個所数も多く、同時期での整備は困難な状況でございますので、昨年度の議会で浅野議員からもご提案いただきましたビニールハウスの活用についても、資材費に関しては補助金の対象となります。

どの避難場所へ何を整備するのかが有効で効果的であるか、各避難場所の特性に応じ、地区防災計画での地区による協議を進めていただき、どういったもので対応していくのがいいのかといったことも議論を進めていただきたいと思っています。

現在のところ、昨年度、避難所の方の備品であったりとか環境整備に各地区取り組んでもらっていましたので、今後、避難場所に関してそういった議論も進めていただければというふうに思っています。

町としても、そういった協議により出された要望に対しまして、避難場所の環境について計画的に整備していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

昨年と同じ答弁いただきましたが。

今、課長の方からありましたように150カ所という、ほんと多い個所いいますか、所全部にですね、それは当然それだけの予算を生むわけでございますんで。

自分と致しましては、全個所への設置というふうなことは考えてないわけで。地区によれば大丈夫である所というか、ちょっと言葉はあれですけど、設置については先ほど申し上げていただきましたテントで対応できるであるとか、そういった地区も多数あろうかと思います。

それでは持たないというか、例えば、風雨、風雪、ものすごい風が吹く所。そこにテントを建てれるかといえば、それは無理なことです。建っても意味がないというか、建てることすらできないと自分は思うがですよ。そういった所に、昨年度より提案してますビニールハウス。まあ一つの、これ例ながですけどね。そういった風雨、暴風、強風にも耐え得る設備を設置すればですね、それだけで住民の方の安心度いうのもはもう随分違うと思うがですよ。はい、地震が起きました、津波来ました。逃げました、。みんな逃げれました。よかったね。そこで終わりじゃないわけですんで。そこへ行って、そこで何時間おらんといかんか分からんわけです。それも、何日おらんといかんかも分からん。潮が引かない所であれば、帰るに帰れない所。そういった場所もあると思うんで、そういった場所を特定する作業にも入っていただいて、そういうことを積み重ねていって住民の方の安心を、安心していただくこと。そのことに力を注いでいただきたいというがが、自分の気持ちでございます。

町としてそういった意味で計画を立てるときにですね、そういったいろんな状況を想定できると思うがですよ。東日本の場合には、ほんと想定外の高い潮、津波高ですね。それによって、ほんとにもう考えられないような。あの映像を見たとき自分も、これはほんと現実なんだろうかと思いました。何かほんと映画のワンシーンといいますか、そういった思いで見よったわけですが。

そういった、現実的にそういったことも起こってるわけなんで、そういうことを、東北の方々、経験された方がおるわけで、そのことを自分たちも知ってるわけで。知った以上は、それに対するもっと現実味のあるいいますか。もしもっていうか、これは起こるであろうというふうなこともあると思うがですよ。先ほど申しましたように、大風のときにテント建てれません。それに対応するにはどういったものが一番いいのか、そこをぜひ研究していただきたいがですよ。そうでないと、住民守れませんよ。一時しのぎでしのげる場所もあるかもしれません。風の全く当たらない所もあるかもしれんと思います。そういう所と、もう全然、立地条件の違いとかそういったことで全然そのときの状況が違う所。それもきちんと自分の身に置いてというか、他人事でなくて、自分がもしそこへ行って、荒天のとき、荒れた天候の折、どんなになるだろうというふうなことの思

いでですね、計画の方をぜひ取っていただきたいと自分は思います。

今でしたらそれこそ夏場ですんで、夜、仮に避難しました。当然、蚊がブンブン来ます。やぶ蚊が来ます。そういった所で一晩中、住民の方が耐えんといかん。そういうことも、想像であるかもしれんですけど考えられることやないですか。計画を立てるときにはそういったことも考えながら、ぜひ防災課だけでなく、各課の課長さん、みなさんですね、ぜひそこまで考えてやっていただきたいと思うがですよ。

先ほども申しましたけど、自分だったらどうするであるとか、近所に体の不自由な方がいれば、あの人はどうするである、どんなになるであろう。そういった想像も、その計画の中には入れる必要があると思います。

その点について、再度答弁の方をお願いします。

議長（山﨑正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

浅野議員おっしゃられたように、そこの避難場所の状況がどういった状況になるかといったことを考えていただくといったとこが非常に重要かと思います。

自分たち行政も、そうした状況を想定しながらいろいろな計画を立てていっているところでございますけども。実際、先ほど申しましたように、今現在黒潮町の中で進めている地区防災計画の策定の中においても、そういったことを住民の皆さんに考えていただくといったことが非常に重要かと思います。それぞれがそういったことを考えることで、そこに行ったときにどういう状況になるか、わがこと感として考えていただく。そこの中で、こういったものが必要であるといったことが出てくるということが必要ではないかというふうに考えています。

そうした内容が出てきて、そこの中で個人の意見というものもありますので、そういったところも地区の中で集約をしていただき、やはり地区の中でこういったものが必要であるといったことがあれば、先ほども言いました補助金等もありますのでそこの活用をしていただき、その必要なものに対して順次整備をしていただくといったことになろうかと思います。

ただ､先ほどご質問にあられたように､今まで避難場所に関してのこういったことを細かいといったところ、必要なところでございます。そうしたところを、行政の方としても避難場所の環境についても地区の皆さんに考えていただくといったことを促すといったことを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ぜひ、それは進めていただきたいと思います。

そういう意味では、その各地区に広めていくという意味では、町長の方が発案されたと思いますが地域担当制がありますわね。最近ちょっとその部分、自分も町内におるわけですんで、地域担当者の方とお会いする機会も少なくなってるように思います。災訓練なんかのときには、その地域担当の方がよく来て、そこの状況をチェックをされておるようななんですけど。

そんな意味ではですね、やっぱりその地域その地域の特性いいますか、そういったところも吸い上げのためにも、ぜひその地域担当制をもう少し活用されることを望みますね。

そういった意味で、さっきのビニールハウス、昨年度質問したわけですけど。ビニールハウス以外で、課長

の方で何か、ネットで調べるとかいろいろしたかもしれんですけど。

ビニールハウス以外で何か、これはいいなっていうふうなものございませんでしたか。

議長（山﨑正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

基本的には、議員がおっしゃっていただいたビニールハウスの骨材を利用するというのは非常にいい方法かと思います。

ただ、そのほかに関しては、やはりどうしても木材等を使って建築をしていく。そういったことで対応している、また市町村の避難場所等もございます。

そうしたことに関して、労務的なところの費用に関してはどうしても地元で持っていただくという補助金になりますのであれですけども、資材に関しては、上限はあっても一定の補助ができます。

そうした形で、もし建築するのであればそういったこともいろいろ、その地区の中で考えていただくということも必要かと思っています。

また、雨風をしのぐといった形でいきますと、側面がシートになっているテントというのもございます。それは、雨風をしのげるというところでいくと側面の部分も防げるということのテントでございますので、そうした意味から有効だと思います。ただ、風に対してはどうしても側面から受けるので、そうしたところは弱いというところがございますので。

そういった、何を設置するかによっても、その場所の特性とかそういったことも出てくるかと思いますので、それぞれの地区の特性に合わせた整備をしていくということが必要かというふうに思います。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

じゃあ、そのビニールハウスの骨組みは有効であるというふうなお考えは今お聞きしましたけど。

今言っていただきましたその木材であれば、間伐材とかそういった、今よく山の保全というかそういった意味合いにも通じる部分もありますんで、そのへんもぜひ。間伐にもなりますし、山を再生いいますか、そういったことにもつながると思いますんで、そのへんもぜひ検討していただきたいと思います。

それと、労務の方のことも言っていただきましたけど。やっぱり地元の方、早やこのビニールハウスにしても、その材料買うてくれたら自分らで建てらよ、という声もあるわけです。そういったことも、よく地元の声を聞いていただいて対応の方をお願いしたいと思うがです。

何でもそうながですけど、やっぱり、先ほど町長も発言ありましたけど、町役場だけでは駄目だと思います。駄目って言ったら語弊ありますけど。町役場だけが知って、はい、これ使ってくださいっていうことではなくて、この材料でやっていただけませんかということで。それを住民の方がきっちり建てれば、そこに避難場所ができるわけで。そうすることで、そこの地域のコミュニケーションも図れてですね。そういったこともあるんで、すべてを町がするとかいうことは自分もあまりええことではないのかなと思ってますので。そういったことも含めて、ぜひ進めていただきたいと思います。

よろしければ町長、そういった自分が考えながですけど、町長のお考え、少しお聞かせください。

議長（山﨑正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、浅野議員の再質問に答弁させていただきます。

おおむね防災課長が申し上げたとおりですけれども、個所数が多くて、すべての個所にということではないというようなご指摘もいただきましたし。

また、設置できる避難スペースについても、もしかするとその避難想定人口分のスペースがということには必ずしもならないのかな、そんなふうに思っています。

ただし、住民の皆さんの中には自分たちのような、例えば健康で体力があってという方ばかりではなくて、ご高齢であったり、あるいは、たまたまそのときに体調をお崩しになっておられたり。あるいは、乳幼児なんかは特に配慮も必要だと思います。やっと、そういったことに手が出せるタイミングになってきたのかなと思います。

少し、地域からの意見聴取をしてというくだりがあったので補足して説明させていただきますと、地区防災計画でありますとか、あるいは今まで自分たちがそのときにいかに人命が確保されるのかということに重きを置いてきたことの理由はもうお伝えしたとおりでして、重々ご理解いただいてると思います。

揺れたら津波が来て、大きな犠牲が出るというのも、皆さん誰もがご存じで、それは東北でも同様です。しかしながら、そういった環境にありながらもあれだけの犠牲が出てしまった。その理由は何なのかということが、やはりそのときの自主的な避難行動の阻害要因がたくさんあって、ということなので、ここ6年ぐらいは本当にそこに注力をして防災をやってきたということになっています。

実は地区防災計画もその一環の流れになっていまして、いかに行政主導の防災から住民の主体性を持った防災にスライドしていくのか、これは大きなテーマです。

従いまして、これまで6年間やってきて、これはずうっとやり続けなければならないことですけれども、ある一定の所まで来れたのかなと。その次は、逃げた先の生活の安全性であったりとかということに、やっと着手できるのかなと。よくここまで、短期間まで来れたなと思っているんですけれども。

少し、それについては恐らく同じ見解だと思うんですけれども、行政が押し付けでとか、あるいは住民の方の自主性にすべてお任せするとかいうことではなくて、しっかりと官民共同でということになろうかと思います。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

自分も同感でございまして、そういった意味で、今も町長言っていただきましたけど、今までほんと、避難路であったり、耐震であったり、避難タワーであったり、ほんとに大変やったと思います。

あんまり安易にいうわけじゃないですけど、時間的に今までと違う時間の取り方が可能かと思いますので、ぜひこれからも、先ほどの宮川議員のお話じゃないですけど切れ目なく、ぜひ住民の方が安心できるような、そういった体制づくりをよろしくお願いしまして、カッコ1の方をこれで終わりたいと思います。

続きまして、カッコ2と致しまして、黒潮町内にある3社の衛生業者さんに対し、高台にある町有地等を駐車場として提供できないかについて。これも先ほど申し上げました9月議会で質問したわけですが、その後の経過いいますか、このことをお聞きしたいと思います。

このことはですね、ただ情報防災課だけのことではないわけで、地域住民課であるとか健康福祉課であるとか、1つの課の問題ではない。もう町全体の問題だと、自分は思っております。

この衛生業者さん3社あるわけですが、県の方とも被災時の団体救済協定ですかね、そういった締結もなさっておられる業者さんでございまして。このこと、自分は総務教育の方の委員会へ入ってるんですが、その委員会の中でも、業者に対してそういった駐車場を与えるのはどうかというふうなご意見もありました。これ、当然のことやと思います。町民の方の中にも、何でそういった企業に駐車場を与えんといかんがぞ、というふうなお考えの方は多々、少なからずおいでかと自分も思っております。

ただ、声を大きくして申し上げたいのは、もし被災して、入野地区全部漬かってしまった。佐賀地区もそう、全部漬かってしまった。そうなった折に一番困るのは、まあ食べることも飲むことも困るかもしれんがですけど、トイレの問題。これは逃げようのないというか、もう生理現象。行きたくなればするわけで、しないと体に悪いわけで。そういった意味も含め、なおかつ、どこもここへもできるわけではない。もう実際なれば、どこもここもなる場合もあるかもしれませんけど、衛生面にしてもですね、そこで病気になられる方もまた大勢出てくると思います。

そういった場合にですね、衛生業者さん、この方を町全体で守っておかないと、ほかから来てください、助けてくださいとか言ってもですね、これも道が寸断されたとか、ほかはほかで自分の所がもう大変で、人どころではないというがが現状やと思います。他の県からも救援来るかもしれんがですけど、来るに来れんというふうなこともあろうと思います。せっかくあるこの業者さんを町として守ること。これが、町民の安心、安全を守ることに、自分は直結しちょうと思うがです。

そういった意味で、再質問の方をさせていただきます。

議長（山﨑正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾﨑憲二君）

それでは、町内の衛生事業者に対して高台にある町有地等を駐車場として提供できないかについてを、通告書に基づきお答えします。

高知県内には衛生事業者の組織が4団体あります。黒潮町の3事業所も、その中の一団体に加盟をされています。

高知県内の各事業団体は、私たち以上に意識をしておられ、災害時におけるし尿等の収集について、高知県と災害時の協力体制に関する協定書を平成27年6月23日付で締結をされています。

しかし、本協定の内容は衛生車両が確保されていることが前提となっています。そのため、議員も言われますように、衛生事業所が保有する衛生車両の確保は私たち海岸域の市町村にとっては必須の課題となっています。

町としましても、町内の各事業所に災害時の対応についてをお聞きしたところ、災害支援については、町内外問わず支援をすることはいとわない。しかし、衛生車両が確保されていて初めてできることである、との共通認識でした。

ご質問にもあります、衛生車両の高台移転についてお聞きをすると、1社は独自に保管場所を構えられていますが、高規格道路の予定地付近ということで建築物が建てられないため、カーポートで設置をしています。また、1社は自身の所有地へ移転計画を持っていましたが、こちらも高規格道路の予定地となり、建築ができない状況です。残りの1社は、用地のめどが立っていない状況でした。

また、町外の衛生車両の現状についてお聞きをすると、四国内にレンタルができる衛生車両は2台しかなく、被災状況によっては他の市町村からの応援は期待できないとのことです。

衛生車の製造については、通常でも10カ月以上を要するため、町内の3事業所が保有している6台の車両を

確保することは被災後の生活支援には欠かせない課題と、あらためて認識をしているところです。

しかしながら、衛生車両の高台移転については、事業所の方も言われていましたが衛生車両というイメージから住宅地付近に駐車場を構えるということは難しく、また、事業所から遠隔地になると平常時の事業活動に支障が出るため、移転場所の選定には地域が限られるのが現状です。

とはいいましても、衛生車両の確保は災害時の生活支援には重要不可欠な課題です。今回、佐賀地域にあります旧幡東し尿処理組合跡地を、高規格道路の発生土を利用して埋め立てて駐車場として活用する計画を立てて、今議会に関連予算を提案をしているところです。

なお、大方地域の2社につきましては、平常時の事業活動のことからも入野近辺で用地確保することがベストと考えていまして、町としても協力をしていく所存です。

しかし、高規格道路の用地測量も不明なため、現時点で場所を決定するのは時期尚早で、用地測量が一定進ちょくをすれば場所が示せると考えています。

このことにつきましては2つの事業所からご理解をいただいており、今後、各種の調整が整えば、順次高台移転を行っていく予定です。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

対応の方をやっていただけているようなんで、ほんと安心です。

ただ、これいつ来るか分かりませんので、先ほど申されたように用地測量であるとか、そういったタイミングのこともあろうかと思いますけど、それ出来次第ということで早期の完了といいますか、安心して駐車できるスペースの方の確保に、ぜひ業者さんと話し合いの中で最良の所を。中途半端な所はどうかと思いますんで、最良の場所をぜひご検討いただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

言い忘れましたけど、千葉県松戸市にすぐやる課というがありまして。皆さんご存じやと思いますけど、すぐやる課。ほとんど何でもかんでも、すぐやる課らしいです。ただ、すぐやる課だからといって、最近はちょっとやり過ぎましてっていうか、言葉は悪いかもしれんですけどやり過ぎまして、住民の方からは、そこまでやらんでも自分らもできることがあるからやる、というふうなお話もあるらしいです。

ただ、このことは自分らでやりますというところの話ではないわけで。ぜひそういった意味も含めまして、ぜひ早期の安心、安全な場所への設置の方、よろしくお願いします。

それでは、これで1番の方の質問を終えたいと思います。

続きまして2番目ですね、防災対策についてでございます。

5月に新潟県で起こりました、小学生殺害、小学2年生でしたかね。死体遺棄事件は本当に悲惨で残虐な事件でございました。

現代は、都会も田舎もなく、また、いつどこで、何が起こってもおかしくない時代でございます。

そんな中でも、防犯カメラによる手掛かりで解決するっていうことが、皆さんもテレビなんかでよく防犯カメラの映像を見られることはあろうかと思いますが、そういったことがありまして。解決するためには、早期解決には今防犯カメラ、ほんと必要だと思っております。そういった意味の質問でございます。

カッコ1と致しまして、子どもたちや住民の安全、安心と、あってはならないが、事件発生時の早期解決や、その抑止力のために、町内の各要所に防犯カメラの設置はできないかについてでございますが。

また併せて、公用車へのドライブレコーダーの設置はできないかについて、町としてのお考えをお聞きした

いと思います。

セキュリティーシステムの整備には、住民の方のご協力と、その合意いいますか同意がないことには果たせないことであると思っております。プライバシーのこともありますんで。自分は映りたくないではないですけど、毎日映って見られるのは嫌というふうなご意見の方も多数おいでかと思います。人それぞれで、受け止め方、考え方が違うわけですんで。

で、どこそこに監視カメラ付けますって頭ごなしに言うだけでは、それはなかなかできないわけで。でも、そうは言ってもいられない時代が今と思っております。

そういったそのプライバシーの面であるとか、私が個人的に思うことですけど、町民の方にしっかりと、どういうわけでここへ防犯カメラを設置するんだという説明をすればですね、これは設置可能かと思いますんで。

そういった意味合いも含めまして、執行部の方の答弁を求めます。

議長（山﨑正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、2、防犯対策について、カッコ1、子どもたちや、住民の安全、安心と、あってはならないが、事件発生後の早期解決やその抑止力のため、町内の各要所に防犯カメラの設置はできないか、の部分のご質問に対してお答え致します。

テレビや新聞報道でも、子どもを巻き込んだ犯罪が後を絶たず、どこにいても安全と言い切れないような衝撃的な事件が続発している中で、子どもたちを確実に守るためにはどのような方法を取るか、あらゆる手段を検討する必要であると思います。

その手段として、議員ご指摘のとおり、防犯カメラは有効な手段であると思います。

防犯カメラの設置については、高知県街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金により設置費用に対する支援が受けられます。

この補助事業は、街頭犯罪の発生抑止および子どもの通学路等の安全を守るための防犯カメラ設置を促進し、地域の防犯活動の活性化、および安全、安心なまちづくりの実現を図ることを目的としているもので、県内において新たに設置する街頭防犯カメラと子ども見守りカメラを対象として、公共空間等を撮影するものについて3分の2の補助金が交付されるものでございます。

街頭防犯カメラにつきましては街頭犯罪を抑止する目的として設置するカメラとなりますが、補助対象者が地域防犯活動に取り組む組合、もしくは団体等となっていることから、町が設置する場合は子ども見守りカメラとして、子どもの通学路、遊び場所等における安全を確保することを目的として設置することとなります。

黒潮町におきましては、既にこの補助金を活用しまして、土佐くろしお鉄道佐賀駅と入野駅の2カ所に、子ども見守りカメラの設置をしているところでございます。

今後も関係機関と協議の上、設置個所の増加に向け検討していきたいと考えております。

議長（山﨑正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

浅野議員の一般質問の 2、防犯対策についてのご質問の後段、公用車へのドライブレコーダーの設置につきまして、通告書に基づきお答えを致します。

ドライブレコーダーを公用車に設置するメリットとしましては、議員がご指摘されます防犯対策に活用できますほか、安全運転への意識付けや、事故が起こった際に事故現場を記録するため客観的な状況確認などにも

役に立つものであり、公用車に設置するメリットは大きいものと考えております。

しかしながら、公用車につきましては多数の公用車を管理しておりますため、公用車すべてに一括してドライブレコーダーを設置することは、コストの面からも難しいものであると考えております。

このため、公用車の配置計画に基づき、交換する公用車や新規購入する際に、ドライブレコーダーの設置について検討をしていくこととしたいと考えております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

まず、最初にその防犯監視カメラの方ですけど、町としても有効であるというふうなお考え持っておられることで安心はしておりますが。

それと、補助金が県の方3分の2あるというお話もお伺いしました。

ただ､組合団体でないと適用にならないというふうなことですので､ぜひそのへんを各区長さんであるとか、そういった方からの意見収集いいますか吸い上げをしていただいて。

部落でも大丈夫なんがすかね。それだけ、はっきりしたら。

議長（山﨑正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

この、高知県が補助金としております防犯カメラにつきましては、先ほど情報防災課長が説明致しましたように2種類ございまして､街頭防犯カメラというものと､それから子ども見守りカメラというのがございます。

それで、浅野議員のおっしゃる各組合とか、それから民間団体とかの部分の対応になるのがですね、これが街頭防犯カメラということでございます。

それで黒潮町、町として設置できるカメラが、子ども見守りカメラということでございます。それにつきまして各集落が行うとするならばですね、こちらの街頭防犯カメラということにもなると思います。

ただし、この子ども見守り用カメラも自治体だけにとどまらず、PTA とか、そういう子どもの見守りをこれから始めようとする、そういう組織もできることから可能ではあると思います。

以上です。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。勉強になりました。

何かこう、お聞きしたら微妙な部分があって、子ども見守りカメラであれば町が設置できる。それにPTAも可能だということなんで、すべて子ども見守りカメラでやれば可能な部分が広がるのかなっていうふうな、自分勝手な思いを今したわけですけど。

いずれにしましても、そういった補助制度もあることでありますんで、その委員会の方も今発言の方していただきましたけど、学校関係の方にぜひこのお話を広めていただいて、子どもたちの見守りにぜひ活用していただきたいと思います。

そういった意味では、自分も町内どこもここへの設置いうのはなかなか難しいと思います。冒頭に申し上げましたようにプライバシーの問題がありますんで、なかなか人家の端であるとか、よく話になりますと、その近辺の映像に毎日に映るであろうお宅の住民の方の許可といいますか承諾がない限りは、設置は不可能であると思います。

そういった意味も含めまして、実は町内の４つの保育園と８校の小学校、ほんで２つの中学校の方、これ自分が黙ってこういう一般質問を出すわけにはいかないわけで回らせてもらいましたが。どこの学校でも、あればもうそれは安心ですというふうな。それはもう全校、全保育所なわけですけど、そういった感想いうか意見もいただきました。

ただその中で、うちは、自分が思いよったのは設置の方法いうか設置しやすいであろうという考えからやったがですけれど、校舎のいずれかに設置する方が一番ええかなというふうな思いで先生方に提案したわけですけど。そんな提案の中に、うちはもう校舎玄関よりも学校前の道路、そこは町道やったがですけど。町道に校門があるから、その校門付近にそういった監視カメラの方を立てていただいた方が有効ではないかとか。それと、人が集まる、車がよく集まる場所への設置の方が有効なんじゃないかというふうな意見もありました。

それと、これ佐賀地区の方ですけど塩屋の浜近辺、夜とかやったらちょっと薄暗くなったりというふうなこともあります。あそこにも立てたらいいんじゃないかという意見もいただきました。

それと、先ほど入野駅と佐賀駅には、もう既に防犯カメラ設置してるっていうお話だったんですが、佐賀駅の近くいいますか馬地へ抜ける地下道がありますが。あそこは、もう以前から心配している場所やと。あそこにあったらすごい安心できますという声もありました。

そういったことで、その地区その地区で、それこそ要所要所いいますか付ければ、有効な場所が多々あると思いますので。そういった場所の調査いうか、それこそ学校であったり地区の区長さんであったり、いろんなそういった方面にぜひ問い掛けをしていただいて。これもできるだけ早い方がええと思います。すぐやる課じゃないですけど早い方が、その抑止力の方ですね。事件後のそういった早期解決。ない方がええわけなんで、抑止力のためにもぜひこのこともやっていただきたいし、やるべきやと自分は思います。

そういった意味で、委員会の方をさっきご発言いただきましたんで、学校、保育所にそういった働き掛けいうか、調査も含めてお願いできませんか。

議長（山﨑正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

議員おっしゃるとおり、この防犯カメラにつきましてはプライバシーに対して非常に気を付けなければいけないというふうに考えております。

このカメラを設置する個所でございますが、一つの条件と致しまして制約がございまして、モニターの全部の空間に公共空間でなくてはならないということになってます。で、そのモニターの中に民家とか、そういうものが入ったらいかんということになってます。

ただし、その映った民家の方が承諾をすればかまんということになりますけども、それをやっぱり利用する際は、やっぱりマスキング処理とかをして個人情報の保護に努めなければいけないという制約がかかりますので、非常にその場所の選定には注意を要することとなります。

それで、やはり学校とか保育所、登下校について子どもの安全を守るためにも有効であると思いますので、これから警察とか駐在所、そして PTA、地域の皆さんと協議をして、設置が可能な所を調査をしたいと思って

おります。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。ぜひ早期にお願いしたいと思います。

やっぱ制限いうか、あれがあるがですよね。当然のことやと思いますが。

今申されたように、近所の映る方の許可いいますか、それもですね、自分としてはちゃんと説明の方をすれば可能かなというふうな思いの部分もありますんで、そのへんも含めてぜひよろしくお願いしたいと思います。

それと、これ子ども見守りカメラというふうな名称でなってるようなんで、学校関係、保育所関係っていうふうなことだと思うがですけど。自分としてはですね、ただ単に学校、生徒、子どもたちの見守りだけでなくて、町民、住民の方全般の見守りというふうなことでのこの質問を出させていただいていますんで。そういう意味では、ぜひ住民の方の賛同と協力の方を、町からもぜひお願いして回っていただきたいと思います。自分も、微力ですけどそういった方面にまた働き掛けもさせていただきたいと思います。

それと、先ほど申し上げました4つ目の保育所、8つの小学校、2つの中学校の校長先生方には、もしも防犯カメラ設置になったときには、PTA であるとか保護者の方への周知等説明の方をお願いしますということで、その部分承諾いただいたつもりではおりますんで、ぜひそういったこともよろしくまたお願いしたいと思います。

それでは、ドライブレコーダーの件ですけど。

先ほど、総務課長の方から、新車やり替えのときにそういったことを考えるというふうなことだったと思います。予算のこともあるからというふうなことでしたけど。

予算といってもですね、今、よくどこの電気店でも売ってるような状態ながですね。このドライブレコーダーは。自動車パーツを売ってるとこであるとか、いろんなとこでそういった販売もしようわけですが。価格的にもですね、そんな予算がどうこういうふうなことにはならんと思うがですよ。

それと、このドライブレコーダーっていうがは、自分は動く監視カメラだと思うちょうとこもあって。なかなか監視カメラが立てれんとこでも、そこを通るときにはそこが映るわけで、防犯カメラの代わりやないかと思うがですけど。

その予算の面と、そういった自分の今言ったことに対して、課長、ご意見いただけますか。

議長（山﨑正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

浅野議員の再質問にお答えします。

予算の関係はあまり影響ないのではないかというご意見でしたが、手元の集計ですが、今現在、黒潮町が公用車として管理している台数が約70台程度あるという報告を受けております。

例えば、取り付け費用も発生しますので仮に2万円程度にしましても、140万程度の費用が必要になります。

併せまして、公用車につきましてはかなり老朽化が進んで、取り替えをする必要がある公用車もございます。そのへんに付けるのもちょっと考えていかなければならないというふうに考えておりますので、やはり買い替え計画に基づいて買い替えたときに、順次替えていくのが適当ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

公用車、70台もあるがですね。知りませんでした。

ただ、70台全部に付けれっていう発想は持ってませんで。仮にですけど、交通指導で回ってる車両がありますよね。青い回転灯の。であるとか、小学校、保育所の送迎バスであるとか。そういったことを自分は想定しよったがですが。すべての課のすべての公用車にっていうふうな考えではないがですけど。

そういった意味で、車両を限っての設置の方はどうでしょうね。

議長（山﨑正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

限った話ではないということですので、議員のご意見も参考にしながら、今後検討をしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

ぜひですね、台数は本当に10台もないかなという、自分としては思うちょうったもんで。

そんなに多くの台数要らんと思いますので、ぜひそのへん検討していただいて、これも早くぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは2番目の質問、防犯はもうこれで終えたいと思います。

続いて3番目に、自然保護についてでございます。

人間が生きていくためには、言うまでもなく自然は大切でございます。その自然を後世に残すことは、我々の重要かつ当然の責務だと思っております。町の考えはについてでございます。

カッコ 1 としまして、山林の大切さについては幾度も質問の方をしてまいりましたが、国のやっと平成 31年度から山林保護のための動きだしを始めます。それについて、町はどのような対策を練っているのかについてお尋ねします。

これも自然保護なんがすけど、これ自然ですんで、なかなか元に戻すにはほんと時間がかかります。今年やったから来年からは、みたいな話ではないわけで、もう30年、50年、ややもすれば100年かもしれん。そういった気の長いといいますか、ほんとすぐには何ともならん問題ながですけど。

先ほども申し上げました、来年度からその山林環境の整備の方で国も動くようなんですが。ただ、来年度そういった動きがあるからというふうなことでなくてですね、やっぱりその準備運動いいますか。スポーツしても、けがせんように準備運動するわけですが、そういった大きいことが始まる前にその準備として、町もそういったことに先行した取り組みも必要ではないかと思います。試運転いいますか、こんなことをすれば1年たったらこうなるっていうふうな、短期でそういう動きも見えるんじゃないかと思いますんで。そういったことが今必要だと思いまして、その質問の方を出させていただいてます。

答弁の方、よろしくお願いします。

議長（山﨑正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは浅野議員の3、自然保護についてのカッコ1、山林の保護のための対策に関する質問にお答え致します。

長年要望してきました森林環境税が、昨年12月の平成30年度与党税制改正大綱におきまして森林環境税、贈与税を平成31年度に創設、森林環境税を平成36年度に創設と明記され、同12月に同内容が閣議決定されているところでございます。

森林環境税は、個人住民税の均等額の納税者から国税として一人年間1,000円を上乗せし、市町村が徴収するというもので、税の規模としては最終的には約600億円と試算されております。

ただし、現在、防災対策のための税率引き上げが行われており、実際には森林環境税は平成36年度から徴収が始まり、以後、平成45年まで段階的に市町村に増額して配分されることになります。

本町への配分方法につきましては、県の試算によりますと、私有林面積で 50 パーセント、林業就業者数で20パーセント、人口分で30パーセントが配分根拠となり、平成31年度から3カ年、約年間1,100万円。34年度からの3年間が年間約1,600万。平成37年度から4年間が年間2,300万円。そして、平成41年度から4年間が年間3,000万円。そして、最終平成45年度以降が年間3,600万と予測されております。

議員から質問のありました対策についてでございます。この森林環境税の使途につきましては、間伐や路網整備といった従来の森林整備に加え、森林整備を促進するための人材育成、担い手確保、そして木材利用の促進や普及啓発に充てなければならないとされております。

現時点では詳細な情報が届いてない状況ですが、昨日、まさにこの説明会が開催されたとこでございます。国および県から情報提供を受けながら、黒潮町としても最適な活用方法を計画したいと考えております。

いずれにしましても、年度内に活用方法を策定し、提案ができるように努力してまいりたいと考えております。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

すごい細部まで、ご説明ありがとうございます。

先ほども申し上げました、やはり長期間かかるがですよね。今年やっても何十年後の話で、ですから早めに動いてくださいというふうなことでお願いをしようわけですが。

それと、去年も申し上げましたけど、やっぱり山をそういう整備するっていうことは、川はきれいに、また海がきれいにというふうなことでつながっておりますんで、もう本当にこの自然というがはほんと財産やと思うがですよね、自分は。

黒潮町の財産やと思ってます。この財産を、子どもたち、また、子どもたちを超える子孫の方ですね。そこまで残していくのが、今いる自分たちの力であり、役目であると思っております。それを一刻も早くそこに着手せんと、子孫おるにおれんなると。おっこうに聞こえるかもしれませんけど、実際そうやと思うがですよ。ほんとに自然のない所にはですね、人も住めんなりますし、まして、その作物も育たんであるとか、魚も住まんであるとか。やっぱ自然あっての人間というか、部分に尽きると思います。ぜひですね、そういった意味で、早めの措置をお願いしたいがですが。

先ほど、予算の補助対象が人材育成であるとか、木材利用でしたかね、何かで。そういったことが、その資

金使途いいますか使い道の方にはなってこようかと思いますけど。その中でも可能な部分、町にとって有効な部分もあろうかと思いますんで、そのへんよく研究していただいてですね、ぜひ町に合った対策いうか施策の方をお願いしたいと思いますが。

課長、どうでしょうか。

議長（山﨑正男君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

再質問にお答え致します。

この森林については非常に大きな効用いうか、私たちの暮らしに密接にかかわっておりまして。例えば、土壌の侵食、流出の防止。あるいは、私たちの命の水である水源涵養（かんよう）、そして豊かな自然が残るいうことで多様な生き物との保全、そして空気が再生産される等々。それから、もちろん木材による森林整備等、多様な効果があります。

その中で、この森林環境税が長年叫ばれて出てきたわけですから、有効にロングスパンで私たちはこれを活用したいというふうに考えております。

そのためにまず、現在は情報収集をまず適切に行うことが大事であろうかと思います。

そしてそれを受けながら、現地に赴きながら森林所有者、森林の状況について踏査しながら、どのように黒潮町の森林がなっているのかを現状把握をしていく。これはスギ、ヒノキ、広葉樹等含めてしていく。そういう作業が必要だと思います。

そこで得られた調査に基づいて、森林所有者との懇談、あるいはアンケートによるコミュニケーションづくりをしていく。そして、それを基にして計画策定、そして実行というサイクルがあろうかと思いますので、今年度すべてできるか分かりませんけれども、来年度から配分される活用について関係団体とも協議しながら適切に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

ぜひですね、今も申されました、現地へ行ってよく現地の把握をされて、しかもその把握ができた上には、試しもやってみることも大事やないかと思います。その全体をすぐにっていうふうなこと、それこそ予算のこともあってできん、労力のこともあってできん。それは当然のことやと思いますんで。そのモデル地区いいますか、そういったところもその構想の中に入れですね、試しにやってみる。そのことを大事かなと自分は思いますんで、そういったこともぜひご検討いただきたいと思います。

長いことかかるんで、ほんと早めにそういった試し運転もぜひお願いしたいと思います。

じゃあ、カッコ1の質問はこれで終わります。

続きましてカッコ2の方ですが、お手元に資料の方を配らせてもらっていますんで、後でご覧いただきたいと思います。

カッコ2と致しまして、マイクロプラスチックについて、町はどう考えているかについてでございます。

海に漂う見えないごみ、マイクロプラスチックという一言がございまして、マイクロ、ミクロですので100万分の1のことですかね。もう目に見えない。ほんと、文字どおり目に見えないものでございますが。これ、

ほんと大問題でございまして、地球規模、ほんと全世界的な問題ながですよね。

先ほども、宮川議員の方もこのことに触れられて質問の方をされておられましたけど。ほんとに自分もですね、これ恐ろしいというか、食物連鎖を考えても、マイクロプラスチックが現状まだ分かってないわけですが、マイクロプラスチックを食べた小魚、それを食べて、食べて食べて、クジラも食べる。カツオも食べる。体の中にたまったそれを次の子どもいいますか、だんだんだんだんたまっていく。そういったことを考えると、ほんとに恐ろしい話で。

というがが、高値で通ってますフグありますよね。トラフグですか。あれなんかも、毒のものを食べて、食べて、食べて、食べて、体の中にたまって、それで内臓にそれ蓄えられて毒を持つとか、そういったこともあろうかと思います。そういう意味では、ほんと大変な問題やと思ってます。

これ、町としても取り組んでいかなくてはならない問題だと思ってますんで、執行部の考えを問います。

議長（山﨑正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾﨑憲二君）

それでは、マイクロプラスチック対策における町の考え方についてお答えをします。

先ほどの宮川議員の答弁と重複しますが、マイクロプラスチックは２つに分類され、特に二次的マイクロプラスチックは環境中に存在する微小なプラスチック粒子であり、海洋環境においては極めて大きな問題で、海洋生物や人間の健康にも影響することが懸念をされているところです。

議員の資料にもありましたが、2014 年には国連で、2015 年には G7、首脳宣言において世界的な問題と確認をされています。

このことにつきましては、アジア圏の地域レベル、日本、中国、韓国、ロシアで取り組んでます（TIM）、また NOWPAP で、北西太平洋地域海行動計画を策定をして取り組まれています。

この発生源の一つとして、海洋ゴミには大きなプラスチック材料が混入をされています。そのプラスチックゴミが衝撃や紫外線により劣化し、徐々に細かな破片となった結果、自然環境中に形成されたマイクロプラスチックやマクロプラスチックになります。自然環境中のプラスチックゴミの排出負荷を軽減させることが、マイクロプラスチック等の削減につながる方法の一つと考えています。大切な自然の一つである海を捨てられたプラスチックの袋小路にしないためにも、川上で生活をしている私たちのモラルの向上を図る必要があり、町としましては分別収集に取り組んでいるところです。

議員が言われますように、人間が生きていくためには自然は大切な存在です。その自然を後世に残すことは私たちの責務であり、このことは黒潮町だけのことではなく、国内に共有する課題でもあります。

日本国内の河川の上流域に位置する自治体を含めた、ごみの減量化の協議を行わなければ自然環境の改善は見込まれませんので、県を通じて海の環境問題についても呼び掛けをしていきたいと考えています。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

マイクロプラスチック、課長も２回目の質問なんで大変ですけど。

ちょっと違う方面から質問させていただきたいと思います。

沿岸部が問題みたいに皆さん思われるかもしれんですけど、ほんと食べる物というのは沿岸も内陸もない、どこにも食べ物は回っていってるわけで、もう日本全土、世界各国、もう全土の問題であると自分は思っています。そういう意味で、これ早く、せめてこの黒潮町だけでも止めんといかんいうか、流れたもん拾う作業よ

りも流さない作業の方が一番やと思いますんで。

そういった意味で、これあれですか、ほんと唐突なんですけど条例作ったらどうかなと思うがですけど。

どこに聞いたらええがかな。条例作るには予算が要るがですか。

教えてください。

議長（山﨑正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾﨑憲二君）

再質問にお答えします。

条例を作るための費用は必要ではありません。

また、先ほど言われましたゴミの減量化につきましてですが。先ほど答弁をさせていただきましたが、世界全体の問題ということで町としても受け取っています。

そのため、町としましての対策としましては、宮川議員の答弁でもさせていただきましたが黒潮町一般廃棄物処理実施計画、こちらを策定をしています。

その中で、議員の資料にあります 3R、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）。これを掲げて取り組んでいるところです。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

愚問しまして申し訳なかったですけど、条例作るには予算は掛からないというふうなことですんで。

これほんと、もう条例作ってでも、黒潮町からはそういったゴミはもう出さないんだよというふうな発信も大事やないかと思いますんで、ぜひそのへん検討していただきたいんですが。

町長、どんなもんでしょうかね。

議長（山﨑正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

何分にも見識不足でして、ご満足のいただける答弁ができないというのが現状ですけれども。

仮に先進地がそういう所があるのであれば、少し参考までに勉強させていただければと思いますが。

いずれにしましても、啓発については条例化がなくてもできることであって。仮に条例化ということになりましても、具体的に実効性の高いプログラムがぶらさがらないと結果が出せないということであろうかと思いますので、少し全体の勉強の時間をいただければと思います。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ぜひ、そういった研究、勉強の方もお願いしたいと思います。

それで、せっかく資料の方を渡してますんで。右下にページ数 2 って書いているやつありますけど、これはアジア圏いいますか、ものすごい数量のゴミですね、これプラスチックゴミですね。こういったことで、とてつもないゴミが、おかにおったら分からんがですけど、海の中はこういったゴミでいっぱいのようです。これを減らそうじゃないかという話なんで、皆さんもこのことをぜひ知っていただきたいと思います。

それと、一番最後の右下に 13 と書いてるやつ、これ伊勢志摩サミットの件ですけど。首脳宣言の、先ほど課

長も言ってました3Rの件ですけど。ちょっと、一部読んでみますけど。

陸域を発生源とする海洋ごみ、特にプラスチックの発生抑制および削減に寄与することも認識しつつ、海洋ゴミに対処することを再確認したと。

これ、G7 なんかでもこういったようなことも話し合われておる、ほんと世界中の一大事でございますんで、町としてもぜひそういった部分へも突っ込んで、勉強の方、研究の方、ぜひお願いしたいと思いますんで、よろしくお願い致します。

それでは、3番目自然保護についてはこれで終わりたいと思いますが。

最後になります、4番目のスポーツツーリズムについてでございます。

昨年度は、大方球場の整備に多額の投資をし、そのこともあり徐々に効果が出ていると思われます。同球場の今後の整備について問いたいと思います。

カッコ1としまして、内野観客席の整備が必要と思うが、どのように考えているかについてでございます。

先月、5月19日土曜日、大方球場で高知ファイティングドッグス対徳島インディゴソックスですか、試合がありまして、見事5対1で高知ファイティングドッグスが勝利したわけで会場が盛り上がったわけですが。

その会場に自分も行かせていただいておったわけですが、1塁側の内野席いいますか、内野席やないですね、芝生でもない内野の部分におったわけですが。その中で、近くの観客の方からも、斜面に座っているとお尻が痛いし疲れると。こむらなんか、何かぱんぱんになるっていうふうな話もありました。ほんでその中にも、まあいつもことやいかっていうふうなことで、話しておられる方がおられました。

それで一人の方は、これ何とかならんろうかねっていうふうな、いすがあったら楽なにねっていうふうなお話もありましたんで。

そういった声も含めて、答弁の方お願いします。

議長（山﨑正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

浅野議員の一般質問の4、スポーツツーリズムについてのご質問の1番目のご質問、大方球場の内野観客席の整備について、通告書に基づきお答えを致します。

大方球場の整備につきましては、先ほどもお話がありましたが、平成28年度大方球場整備工事として3,024万円、および屋根付きブルペン建設工事2,376万円の工事を行うとともに、バッティングゲージなどの備品を購入し、大方球場の整備の充実を図ってまいりました。

平成28年度に行いました整備工事につきましては、中期的な計画として5年間程度の期間をかけて整備を行う予定としていたものを、前倒しを行い一括して整備したもので、整備工事等に総額約6,200万円程度の費用を投じて設備の充実を図ってきており、当面の課題が解決されたものとなっていると考えております。

このため、議員のご指摘の内野観客席の整備につきましては、現在のところ、計画はもとより検討もしていないのが現状です。

内野観客席の整備につきましては、今後のスポーツツーリズム等での利用状況や、内野観客席が必要となる公式戦などの試合の開催数も勘案しながら検討をしていかなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ほんとにですね、昨年言いましたけど28年度ですね、ほんと大きい予算をつけていただいて、すごい見栄のええいうか安全な球場になっております。

それにつけても、こちらにおられます小松議員の大方球場に対する思い入れいうか、野球に対する思い入れもあろうかと思いますけど、その努力の結果で今の現状があるんだと自分は思っております。

そういった意味も含めまして、せっかくあそこまでできているものを、わざわざ来ていただいた、町外いうか、ファイティングドッグス、高知市内、近辺の方のファンが大部分やと思いますんで。そちらの方から来られた方から、先ほどご紹介しましたようにそういった苦情ではないですけど、希望いいますか要望いいますか、そんな声もありますんで、ぜひ対応をお願いしたいと思うがですけど。

それについてはですね、最初の端にも申し上げましたが、町だけがお金出して、建設会社雇うてあそこでやるっていうふうな方法もあろうかと思いますけど。そうじゃなくて、やっぱりその部材の予算を出して、そこで融資の方にそれをやっていただくというふうな方法もあろうかと思うがですよ。そうすることで、その町民の方、住民の方の球場に対する思い入れいいますか、その熱が全く自分は違うと思います。

自分たちが汗を流して整備をすればですね、そのことはもうずっと残るがですよ。仮に、そうでなくて町が出すがでもない、住民の方が寄付を募ってやりましょうでやったとしましょう。お金出してやった、きれいになった。良かった。それだけで住民の方は思ってないと思います。お金だけ出してやった部分は、すぐに思いは消えると思います。お金を出すことが嫌でも何でも、そんなことを言ってるわけではないがですが、お金を出すことで納得する人間はあんまりおらんというか、自分の思いだけながですけど。何か分かりにくうなったがですけど。

結局ですね、汗を流してかかわったものに対してはその思い入れが全く違うわけで、そういった方法もあるんではないか。町がお金を出して、住民の方の、融資の方の労力をいただいて、そういったことを成し遂げるっていうふうな方法は考えられないでしょうか。

議長（山﨑正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

浅野議員の再質問にお答えします。

まず、ちょっと整理をさせていただきたいと思いますが。質問のご趣旨は、スポーツツーリズムに関してというご趣旨であるというふうに考えております。

先ほども答弁させていただきましたが、内野観客席の整備については現在のところ計画もしてないということを前提としまして、スポーツツーリズムの資するためであるのであれば、スポーツツーリズムは主に合宿で練習などに活用しているという状況をお聞きしております。

従いまして、整備をできるのであれば、例えば練習に活用できるもの。例えば、本部席であるとか用具を入れる倉庫であるとかを先に整備をしてから、内野観客席の整備について検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

課長の言われることはよく分かります。

ですが、せっかく来ていただいた方に好印象を与えることも町の務めであろうかと思いますんで、今後もそういった思いも少しは持っていただいて、ぜひその整備の方を頭の隅に置いていただきたいと思います。

これで、カッコ１の質問は終わります。

続いてカッコ２の方ながですが、バックネットが破れて危険だが、対策はについてでございます。

さっき申し上げました、試合に行って、行く前にそのバックネット見とったから言ってるんですが、破れてるんですねバックネットが。これはご存じなかったんならしょうがないがですが、ご存じであればそれは大変なことであるわけで。

やはり、あそこ車も通りますし、車に当たって壊れたら駄目ですし。住民の方も、よく散歩とか、ランニングとかされております。危険性もありますんで、早期の、自分としては補修やなくて改修の方をお願いできたらと思っておりますが。

答弁をお願いします。

議長（山﨑正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

浅野議員の一般質問の 4、スポーツツーリズムについてのご質問の 2 つ目のご質問、バックネットの修繕等の対策につきまして、通告書に基づきお答えします。

町が管理しております施設等につきましては、基本的に、その施設や設備について危険性が懸念される場合は、管理者の責任として危険防止の措置を取る必要があるものと認識をしております。このため、議員がご質問されます大方球場のバックネットにつきましても、折損して危険性がある場合は危険防止の措置を取る必要があるものと考えております。

このバックネットの折損につきましては、先般、大方球場に行った際にご指摘を受けた経過もあり、修繕についての検討をすることとしておりました。

今後、専門業者などの意見も聞きながら危険防止の措置を検討していきたいと考えておりますが、手段や方法につきましては予算の関係もありますため、検討の上決定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

早速に、見にも行っていただいてるようなんで安心しましたが。

予算というのは何かにつけ付きまとうわけですが、予算も抑えることも大事ですけど、長い目で見て、抑えたことが無駄になって、あのときお金を掛けとったらよかったって話にならないことをすべきであると思いますんで。

そういった意味ではあれでしょうか、今のバックネットは金網ではなくビニールいいますかナイロンの網やと思うがですが、現在のその計画では、それの補修ですか。

議長（山﨑正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

浅野議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁させていただきましたように、今後、専門業者を交えて検討をしていくということにしており

ますので、現在のところ、修繕になるのか補修になるのかというところはまだ分かっておりません。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

分かりました。

ぜひ、その業者の方、専門の方が来られると思いますんで、大方球場に限らずほかの球場なんかにもかかわっておられると思いますんで、そういったほかのことなんかもよくお聞きいただいて。ぜひ、無駄金といいますか、すいません、言葉が悪かったですけど。そういったお金にならないようにしっかりと研究もされて、その上に施工の方をお願いしたいと思います。

自分の質問はこれで終わりますが、最後にちょっと時間を頂いて、北岸参事にちょっと一言お礼といいますか、申し上げたいわけですが。

2年間というほんと短い期間というか、参事にとっては長かったかもしれませんけど、ほんとにご苦労さまでございました。

参事には、いろんな新しい子育て支援の部分でも、在宅の保育であるとか、そういった新しい風も入れていただきました。あと、総合戦略作成につきましてもほんと多大な、黒潮町の将来を思った、思いのこもった戦略の方も作っていただきました。本当にありがたいことです。

お聞きしますところによりますと、奥さんの方がすごく黒潮町を気に入っていただけたというお話もお伺いしたことがございます。ぜひ、第二の故郷だと思って、この地を離れられた後もたまにはおいでていただけたら、みんな歓迎すると思いますんで。

それと、中央の方からぜひ町の方に良い情報の方をまた伝えていただけたらと思いますんで、ひとつよろしくお願いします。

ほんとにお疲れさまでございました。ありがとうございました。

これで、私の質問を終わります。

議長（山﨑正男君）

これで浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、午後1時40分まで休みます。

休　憩　　12時　13分

再　開　　13時　40分

議長（山﨑正男君）

休憩前に引き続き会議を始めます。

次の質問者、小松孝年君。

13番（小松孝年君）

それでは議長のお許しが出ましたので、私の一般質問を始めたいと思います。

今回は3点について質問事項を構えております。産業振興策、それから住宅改修補助金制度について、それからスポーツツーリズムについて。この3点を質問させていただきます。

まずは、質問事項の1の産業振興についてお伺いします。

黒潮町産業推進事業補助金について問うということで、これは黒潮町独自事業の分ですが。こういった使いやすい補助金は産業振興のためにも、有効かつ実のあるものになってほしいという思いから、今回、質問に挙

げさせていただきました。

まずは、質問の要旨のカッコ1としまして、平成24年より創設しているが、この補助金ですね。これまでの事業実施件数、事業費はどうなっているかという、数字的な質問からお伺い致します。

議長（山﨑正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、小松議員の 1、産業振興策についてのご質問のうち、黒潮町産業推進事業補助金のこれまでの事業実施件数と事業費のご質問にお答え致します。

黒潮町産業振興推進事業費補助金は、町内産業の推進を効果的に実行するため、商品の企画開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取り組みや、観光資源を生かした交流人口の拡大の取り組み等を総合的に支援することを目的として、平成24年度から実施しております。

それでは、これまでの実施件数と事業費についてお答えを致します。

平成24年度は、事業実施件数が6件、補助対象事業費が395万5,965円、補助金額が315万8,000円でございます。

平成25年度は、事業実施件数が5件、補助対象事業費が204万9,840円、補助金額が148万1,000円でございます。

平成26年度は、事業実施件数が3件、補助対象事業費が190万2,665円、補助金額が117万7,000円でございます。

平成27年度は、事業実施件数が6件、補助対象事業費が251万7,575円、補助金額が200万円でございます。

平成28年度は、事業実施件数が3件、補助対象事業費が128万161円、補助金額が97万7,000円でございます。

平成29年度は、事業実施件数が7件、補助対象事業費が283万4,445円、補助金額が224万7,000円となっておりまして。

この6年間の合計では、事業実施件数が30件、補助対象事業費が1,454万651円、補助金額が1,104万円となっております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

ただ今、室長の方からいろいろと、件数や金額について答弁いただきました。

ちょっとこの質問に当たって、28年度の決算あたりを見ると、あまり利用されてなかったのじゃないかなと思っておりましたけれども、今回、29 年度のさっき報告を聞きますと、昨年度は結構使われてる。まあまあ、予算額に近いぐらいに使われてるように受け取りました。多分、昨年度は250万が予算額やかと思いますけれども、それに対して220何万か補助金を出してるということで。

こういった補助金は、今日質問したのは、あまり知られずに使われてないんじゃないかと思ったので出したわけですけれども。もう補助金関係、知らなくって使われないということがよくあります。

今回は使われておりますけれども、今後、そういった補助金の周知の方法とか、また、どんなにしていくかといったふうな計画などがあれば、答弁お願い致します。

議長（山﨑正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは小松議員の再質問にお答えを致します。

まず、周知の方法でございますけれども、これまでは町の広報誌とホームページに記載をしてお知らせをしておりました。

それに加え、今年度からは、ふるさと納税に出店している事業者向けのセミナー。その際に、事業者に説明することを考えております。

また、商工会窓口に案内のチラシを置かせていただくことや、IWKTV の放送で周知を図ることも現在検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

小松君。

13 番（小松孝年君）

今、答弁の中で、いろいろとまた今後、ふるさと納税の関係の事業者にセミナーを行ったり、また、IWK を使って広報してくれるということで。

ほんと、そうやってやってくれれば、どんどんこのいい補助金制度も有効に使われていくんじゃないかというふうに思っております。

次に、カッコ 2 の方に入りたいと思いますけれども。

この事業の検証としまして、事業効果と事業成果、実施した利用者の声はどうだったか、ということについてお伺い致します。

議長（山﨑正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、小松議員の、黒潮町産業推進事業補助金の事業効果と事業成果、実施した事業者の声のご質問にお答えを致します。

先の答弁でもお答え致しましたが、黒潮町産業振興推進事業費補助金は、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年で 30 件、1,104 万円の補助金を交付しております。

事業者ごとに課題も異なり、実施した内容にも違いはありますが、主な成果や効果と致しまして、例えば、

会社のホームページの新設や改修をしたことで、会社や商品を多くの方に知ってもらえる機会が増えた。

商品パンフレットやパッケージといった販促物を作成したことで商品イメージを視覚化でき、お客さんに伝えることができた。

商談会に参加しバイヤーとつながりができ、新規販路を開拓できた。といったことが挙げられております。

また、具体に補助金を受けて、新規販路開拓を図った事業者の例を申し上げますと、

平成 26 年度に補助金を交付したある事業者は、68 店舗に営業を掛け、新規取引先を 9 店舗開拓。

平成 27 年度に補助金を交付した事業者は、11 店舗に営業を掛け、新規取引先を 11 店舗開拓。

平成 28 年度は、8 店舗に営業を掛け、新規取引先を 7 店舗開拓。

などの成果を挙げており、この補助金が新たな販路開拓にも貢献しているところでございます。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

今の答弁で、新たな販路開拓ができていると。

ほんと、結構いろんな成果は挙がってるということで、かなりこの補助金は有効な補助金の使い方されてるなというふうには思いました。

今、良かったという声がたくさんありましたけれども、良かったという声のほかに、何か使い勝手が悪いとか、それか問題点とかですね。また、こうやってほしいとか。

そういった、要望なんかの意見はありませんでしたか。

議長（山﨑正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは小松議員の再質問にお答えを致します。

悪い話と申しますか、使い勝手が悪いとか、そういった話は私どもの所には来ておりません。

また、要望と致しましては、事業者の方から相談を受ける中で、備品購入に対する補助金の要望がございました。

その要望を受けまして、今年度、予算をお認めいただきまして、事業の生産性向上に寄与する機器類や、新分野の事業の実施に必要な機器類等を購入する備品購入費を補助対象としたところでございます。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

ありがとうございました。

備品購入の要求だったということをお伺い致しました。

また、ちょっと今3番の方にちょっと入って、質問等ダブってきた部分があるかと思いますけれども。

そこで、ここの1番の産業振興策について、今から一番聞きたかったというポイントに入っていこうと思うんですけれども。

3番、今まではソフト事業が中心だったが、今後の新しい取り組みはできないか。

今、備品購入ということがありましたけれども、その質問の要旨に従って答弁をお願いします。

議長（山﨑正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、小松議員の、黒潮町産業推進事業補助金の、今まではソフト事業が中心だったが、今後新しい取り組みはできないか、のご質問にお答えを致します。

先ほどの答弁と重なりますけれども、今年度より当事業の対象事業費の範囲を拡大致しまして、事業の生産性向上に寄与する機器類や、新分野の事業の実施に必要な機器類等については備品購入費を認めることとし、予算をお認めいただいたところでございます。

これは、事業者の相談を受ける中で、備品購入に対する補助金の要望が多かったことや、機器類の導入のための補助金が国、県事業を問わず対象となる条件が厳しいことからなかなか採択とならないことなどを踏まえ、今年度より実施するものでございます。

平成30年度において、この事業全体では、既に審査を済ませたものを含めますと6件の相談があり、そのうち2件は備品の購入に関する相談となっております。

備品の購入により、作業効率、生産性が向上することによる利益の増加や、新分野への参画による売り上げの増加といった効果が期待されます。

また、補助事業終了後におきましても、昨年度創設した金融機関や信用保証協会、商工会、高知県等で構成される黒潮町中小企業者等経営支援会議において、事業の進ちょくをモニタリングするとともに、経営指導等のアドバイスも行いながら事業者のフォローアップを行っていくこととしており、これも新たな取り組みでございます。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

2問目でも、ちょっと先に出していただきましたけども、備品購入が認められるようになったということですが。

備品購入というと、どういったものが対象になるか。また、ならないのか。その点と。

それから、ちょっと聞き逃したがですけど、黒潮町中小企業者等経営支援会議で経営アドバイスするとかいうふうなことがありました。

これは、聞き逃したのは、どこがその支援会議を構成しているか。さっき何かちょっと答弁ありましたけど聞き逃したもんで、その点もう一回お願いします。

それから、どこで、どういった形で行うかという1点。

2点についてお伺い致します。

議長（山﨑正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは小松議員の再質問にお答えを致します。

まず、備品のどのようなものが対象になるかということでございますけれども。事業の生産性向上に寄与する機器類や、新分野の事業の実施に必要な機器類としておりますので、これをクリアする備品類ということになります。

ただし、汎用性のある備品類、例えばパソコンやプリンターなどは除くことにしておりますので、この基準に沿った備品類ということになります。

そしてもう一つのご質問でございました、黒潮町中小企業者等経営支援会議でございますけれども。この会議は、町の産業振興の推進および町内の中小企業者等への経営支援を効率的かつ効果的に機能させるために、昨年度設置したものでございます。

委員は、黒潮町商工会、町と産業振興に関する包括協定を締結している金融機関。現在は、高知銀行と幡多信用金庫と四国銀行でございます。そして、高知県信用保証協会、高知県、町が委員でございます。

その経営指導でございますけれども。補助金を交付した事業者から、事業を実施した成果を聞き取る報告会を開催をしております。その場に決算書等の資料を提示をしていただき、委員に経営状況の確認や指導していただくことにしております。

また、事業者からの相談や困り事を受け、それに対する助言や指導等の支援を今年度から行っております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

備品購入いうか備品、機器類というふうにありましたけども。

例えば、合宿誘致なんかで今、2年ぐらい前に補助金出していただきまして、洗濯機なんか結構購入させていただきましたけれども。

その合宿誘致なんかで必要なその備品として、洗濯機の購入なんかもできると思ってよろしいですか。

議長（山﨑正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

再質問にお答えを致します。

洗濯機の対象になるかならないかということでございますけれども。繰り返しになりますけれども、事業の生産性向上に寄与する機器類や、新分野の事業の実施に必要な機器類となっておりますので、そこを審査会の中で判断をすることになろうかと思います。また、汎用性のある備品類は除くこととしておりますので、洗濯機の汎用性をどう判断するかになろうかと思います。

ただ、その事業の形態でも異なると思いますので、その判断を、補助金の交付をするかしないかにつきましては、審査会において具体的には審査をすることになります。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

そういった細かいことは、また審査会で審査をするということですが。

事業者が継続可能な経営を推進するために、作業効率の改善とか、それから生産性の向上を高めるためにですね、販路拡大や新規顧客の獲得、それから顧客の満足度の向上が重要になります。

そこでですね、新規設備の導入による作業効率の改善や販路拡大。また、外国人旅行者が多くなってることもありまして、トイレの洋式化や案内表示の多言語化、それから施設整備等の取り組みも今から必要になってきますけども。ここで今回出したのは、今、核心に迫ってきたわけですけども。

そういった施設整備にもですね、この補助額50万が限度額なわけですけども、できる範囲はあります。トイレの改修工事なんかも、和式便器から洋式便器にするのに50万以内でできます。

そういった意味で、こういった使い勝手のいい補助金。さっき、2番目の答弁やったかに室長の方からもありましたけれども、県の方とかそっちの方の補助金、中小企業何とか補助金。まあ、商工会でも扱ってる補助金がありますけれども、なかなか採択がされにくいということがありまして。その補助金ではですね、こういった施設整備もできるわけですけれども、採択されにくうてなかなか使いにくい。とっ付きにくいという人があります。

ですから、今回のこの1問目の質問で一番言いたかったことはここでありまして、そういった軽微な施設整備にも使えるようにしていただいたらすごく、今から、いろんな今事業をやっておりますけれども、そういったのを進展に進んでいけるんじゃないかなと思いましてここで質問しましたが。

そういった施設整備に使えるように、検討はしていただけませんでしょうかね。

議長（山﨑正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

再質問にお答えを致します。

議員もおっしゃったように、国、県にもその施設整備の事業はございますので、まず、その施設整備に対する国、県等の補助制度にどういったものがあるか、調査をさせていただきたいと思います。

それから、その補助金制度の内容などを精査を致しまして、課題を整理し、町補助金の創設が必要であるのかどうなのか、そのあたりから検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

苦労を掛けますけども、ぜひそういった形で検討をしていただきたいと思います。

ほんと、この黒潮町の就業人口といいますかそれを調べてみますと、平成28年の経済センサスというのから引き出してみますとですね、公務員とかいうのは除いて、従業者数は2,762人。黒潮町の中で。

その分類の中で、農林漁業は198人、7.2パーセント。昔というか平成22年のあたりは1,299人おったのが、こんだけ減ってるということですが。

それに対して、卸売業、小売業、また宿泊業、飲食サービス業を合わせると、約800人ぐらいおります。全体的な約30パーセントを占めておりますので、そういった商工業関係にもぜひ力を、今から入れていっていただきたいと思います。

かなり今、町長の姿勢で結構力を入れていただいてきておるところではありますけれども、なお、こういった使い勝手のいい補助金なんかを使って、そういった支援をしていただいたらありがたいと思ってますので、さっき室長言ったように今後検討をお願いしたいと思いまして、次に移りたいと思います。

次の、大きな2番の住宅改修補助金制度についてということで、これ、1つにまとめておりますけれども。

黒潮町では、バリアフリー化、空き家住宅改修、それから耐震改修などなど、住宅の改修に関する補助金制度は結構充実してきたように思われます。

以前はこういった補助金制度があっても、事業者、というのは補助金を受け取る者が補助額以上の資金力がないと補助を受けることがなかなか難しかった。まあ言うたら、お金がないもんはなかなか、せっかくいい補助金があっても使えんかったという現実がありました。ですが、数年前から施工業者への直接払いの方式を入れてくれまして、補助金の活用は誰でもを受けやすくなったということは非常に良いことだと思っております。これはいろんな補助金に適用していただいて、ほんとに住民の方々、すごく喜んでおります。

特にこの中で言いたいのはですね、木造住宅耐震化についてですね。この事業推進に向けて、この直接払いいう方法は大きな推進力になっております。まあ言うたら、家の持ち主がお金がなくてもやりやすい。あまり多額な費用がなくてもできる。そういった意味で、結構推進力、進んでおります。

ですが、その反面ということがありまして。町内業者が不足しているという問題はかなり、多分ご存じだと思いますけれども、自己資金の少ない業者が多いわけですよね、黒潮町。一人でやっていたり、そういった個人業者、ほんと超零細企業ですけど、そういった業者がたくさんおりまして。そういった業者にとっては、耐震工事なんかはやっぱり申請して、許可が下りて、工事掛かってから、工事終了。それで、終了後に検査があって、その後また申請して、また補助金が下りて、やっとお金が下りてくる。その行程が結構長くてですね、

お金が下りてくるまでに下手すりゃあ3カ月ぐらいかかったりすると。となると、その小さな業者、なかなか仕事してもお金を払わないかんわけですよね。先に。例えば、従業員を雇うていれば、従業員にお金を払わなきゃいけない。蓄えがあって体力のある業者やったらいいんですけど、なかなかそういった業者がこの田舎では少ないわけでして。

そういった意味で、ここに挙げているのが、その、前払金いうがはちょっとないと思いますけども、出来高払いみたいなができるような方法がないかと。

そういった提案を挙げておりますので、答弁よろしくお願いします。

議長（山﨑正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは小松議員の一般質問2、住宅改修補助金制度についてのご質問にお答え致したいと思います。

議員ご質問のように、住宅耐震事業につきましては、従来の工事後に建物の所有者が事業者に代金を支払い、その後、町の補助金を建物所有者にお支払いする制度に加え、町の補助金を直接事業者に支払うことにより、町の補助金分を超えた部分の金額を建元所有者が用意することで事業実施ができるという代理受領制度を取り入れたことにより付帯軽減になっていることは、住宅耐震工事の件数が伸びている要因となっております。

その反面、事業者にとっては、以前は工事後すぐに建物所有者から工事代金の支払いを受けていたものが、代理受領制度を活用した場合は、工事後の書類検査、各種の事務処理後に町からの補助金の支払いがあるため、工事代金の入金が遅くなってしまう状況にあるといったことは、議員ご質問のとおりでございます。

実績書類につきましては、現場工事終了後に、現場管理を行っている設計士さん等により状況写真や書類等の整理作業を行い提出されるケースが多く、その期間が長くなれば、施工業者へのお支払いが遅くなる傾向にあります。

質問にありました前金制度や出来高払いについては、成果が認められた実績により支払われる、補助事業ということがございます。工事費としてとらえた場合においても、耐震工事における支払いの基準の設定や要件の明確化が難しいことから、現状では困難と考えます。

近年の件数の伸びにより各設計事務所も事務量が増えており、早期の対応に苦慮されている状況ではありますが、設計事務所と連絡を密に取ることで迅速な書類提出を促すことにより、事務処理の短縮による工事完了後の早期支払いに努めたいと思います。

事業者の方についても、商工会等による資金の貸付制度等について活用することで自己資本と併せた事業展開を検討していただくよう相談させていただきながら、さらなる住宅耐震改修の促進に向けて取り組んで考えていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

そうですね、どうしてもこういった補助金というのは、書類関係、また設計が加わってくると余計のこと、時間がかかるというのは仕方ないかと思います。また、係の方も一生懸命やってはくれてるんですけども、どうしても人数足なくて、なかなか1人で大変やと思います。

そのへんは分かっておりますし、そうかというて、人を増やせいうわけにもなかなかいかないと思いますので。そういった支払制度がうまくスムーズにいけばですね、いろんな大工さんから聞くんですけども、やはり、

おれらみたいな所はお金がないとできんから、やっぱり耐震工事はちょっと遠慮する、とかいう声がかなりおります。大工さんも結構おるわけですけれども、そういったことがあってやりたがらない業者の人たちもいますので。そういった業者の人たちに、言うたらその事業促進するためにも、ぜひそういった補助制度というか前払い制度。何か、町ではいろいろあると思いますけど。例えば、地域再生資金貸付金なんかあります。これはちょっと、詳しく自分も調べてないので分かりませんけど。そういった、言うたら取りあえず商工会なり、さっき商工会言ってくれましたけど、保証協会とのお話だと思いますけれども。保証協会に入ると、そこでまた手続きとかまた、1段階、2段階、3段階みたいにありますんで。そうじゃなくて、そういった貸付金制度ですね。そういうのを作っていただいて、いったん町が商工会に預けて、ほんで、そこで商工会で運営してもらうと。

ほんで、必ずこれはさっきの地域再生資金貸付金と同じで、必ず補助金として返ってくる分ですからなくなることはありませんので。そういった制度導入というか、そういうことも一緒に考えていただけたらうんとありがたいと思いますけど。

その点についてもう一回、答弁お願いします。

議長（山﨑正男君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

小松議員おっしゃられたように、その事業が完了した後に業者の方に対する支払いが遅くなってるということでございますけども。以前と比べまして、以前は設計業者さんから出てきた書類の不備等があって、そのやりとりにかなりの時間を要したことございます。そのことがあって、その時間が長くなった結果、議員おっしゃられたように3カ月とかいった形で支払われるといった状況がございました。

ただ、最近の状況からいきますと、設計業者さんも一定、今まで事業をこなしてきた経験から、その不備がなくなってきております。

そこで、一番時間がかかるのが、やはり工事が完了した後に完了報告が出てくるまでの期間でございます。そこが短縮されると、圧倒的にその支払期間というのは短くなります。

そうしたところから、そういったところは随分解消されてきたのかなというふうに思っています。

あと、その完了報告書が出された後の事務処理に関しては、早ければ20日、かかっても30日ぐらい、1カ月あれば支払える状況にはありますので、できるだけ施工業者の皆さんに迷惑が掛からないような形で事務処理を進めていく。

また、設計業者さんとも先ほど言いましたように密に連絡を取りながら、できるだけ早い支払いに努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

そうですね、まあだんだん慣れてきたいうこともあると思いますけれども、実際ですね、やっぱどうしても今まで、そういうふうに遅れてきたというイメージが、やはり大工さんとかにはイメージが植わっておるわけですね。

どうしても、そこ払拭（ふっしょく）せんと、次の。いくら説明してもですね、やっぱり1をカ月いうたら

短いみたいですけど、やはりそこで労務費なんかは待ってもらうわけにはいかんので、もう自分のを割って払わないかんというのが現状がですので。

まあ、早くなってるのは分かるんですけどね、やっぱり終わったと同時にというか、終わってすぐに支払いが間に合うような形でできるようにするにはですね、やっぱりそういった貸付金制度をぜひ作ってもらいたいと思います。

これ以上答弁は、ないでしょうね。何かありますか。あれば。

町長はどう思いますか。

議長（山﨑正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

現場の大工さんからも、相談も受けたこともありまして。ただし、今の枠組みの中でいくと、どうしてもに情報防災課長が答弁したことになります。

例えばですね、一例ですけれども。先ほどから、産業推進室長から答弁させていただいてる中小企業等支援会議。こちらの方へまず商工会を通じてご相談をいただいて、例えば資金繰りを含めた経営計画を組ませていただいて、例えば県の制度融資をご利用いただくと。その際には、信用保証料についてはもう必要ないですよという制度になっています。黒潮町の場合は。

なので、そういった資金、制度融資なんかもご利用いただきながら、経営計画をしっかり組んで。どうしても国の補助金がメーンなので、なかなか町としても今後の発注見通しが、このぐらいですという中期的な見通しが出せる立場にはないんですけれども、ある一定そこは個人事業者さんの経営判断でその融資額をご決定いただいて、そういった融資をご利用いただくことも一つの選択肢ではないかなと思います。

貸付制度も良し悪しでして、ある意味では、金融機関の民業圧迫にはつながるわけです。従いまして、そうならないために金融機関とがっちりタッグを組んで、中小企業をしっかり支援していくという名目で支援会議を立ち上げているので、ぜひ商工会を通じてご相談をいただいて、それぞれの事業者の資金繰りについてもしっかりと指導ができるようになっておりますので、まずはご相談をいただくことかなと思います。

議長（山﨑正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

突然振ってすいません。言いたそうな顔しちょったもんであれと思うて。

今の答弁の中で金融機関というのがありましたけど、割とね、金融機関も難しいんですよね。まあ現実。

ということで、またいろいろと検討していただきたいと思いますし、また、ちょこちょこまた行きますんで、よろしくお願いします。

それでは、3番目の方に移りたいと思います。

スポーツツーリズムについてということで、ここで挙げております。

ちょっと、要旨の方を読まさせていただきます。

黒潮町のスポーツツーリズムは、ここ数年で急成長してきましたが、黒潮町のキャパシティーでは今がピークと言っても過言ではないのではないかと思います。現状のままでは、今後、目的達成前に下降線を描く可能性が高い。そうなる前に手を打っていかなければ手遅れになる。

施設整備、人材確保など、現状のままでいつまでこの事業を保てるか、スポーツツーリズムの B/C（ビーバ

イシー)、よく言われます費用対効果の分析の方法と考え方はどういう基準にしているか、考えを聞くというふうな質問の要旨にしております。

ちょっと分かりにくい部分もかなりあるかもしれませんけれども、その分は後でまた掘り下げていただいたら構わないと思いますが。

質問の要旨に沿って、取りあえず1問目はよろしくお願いします。

議長（山﨑正男君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、小松議員のスポーツツーリズムについて、スポーツツーリズムの施設整備や人材確保などの今後の対策および費用対効果の分析と考え方のご質問にお答えを致します。

平成29年度のスポーツツーリズムの宿泊実績は1万1,821人泊でございます。

そのうち、町内の宿泊者数が8,168人泊、町外が3,653人泊でございます。

把握しております宿泊費、弁当代、食事代、会場使用料等の直接経済効果は1億42万7,864円。そのうち、町内の直接経済効果は6,237万1,195円、町外の直接経済効果は3,805万6,669円でございます。

この数値に、間接効果を加算した町内の経済波及効果を算出致しますと8,856万円となります。

一方、平成29年度に町予算から支出した経費は、プロパー職員の人件費は除き1,638万4,568円でございます。

主な内訳は、スポーツツーリズムを推進するための委託費1,274万円、地域おこし協力隊の経費約277万円などでございます。

経費と効果を対比致しますと、経費1,638万円に対して、町内の経済波及効果は8,856万円でございます。

町内の宿泊施設の状況は、平成30年3月31日現在で、21施設、180部屋、727人の定員でございます。このうちには、県立幡多青少年の家25部屋、200人も含んでおります。

この中で、現在、スポーツツーリズムでご利用いただいております町内宿泊施設は、県立幡多青少年の家を含み7施設でございます。

平成29年度に町内宿泊施設を利用した大会と合宿は57回でございました。

この中で、町内宿泊施設を1から4利用した大会、合宿は48回、5から7施設利用した大会、合宿は9回でございます。

町外3,653人泊の内訳を見てみますと、宿毛市や四万十市と大会や合宿を合同で開催したものと、海外プロサッカーによる宿泊数が3,094人泊と、大部分を占めております。

このように、町内宿泊施設の利用状況と町外宿泊の内容から、黒潮町の宿泊キャパシティーをまだ満杯にはできていないため、今後もさらなる誘客活動が必要であると分析しています。

また、誘客の戦略に当たっては、むやみに大会規模を大きくするのではなく、広域連携の強化を図りつつ、限りのある人材と宿泊施設事情を考慮した上で、それらが最大限に生かされる内容を構築し、展開してまいります。

以上のように、現在の課題は、閑散期の誘客をいかに図るか、また、幡多広域で連携し誘客を図ることであると考えております。

しかしながら、議員のおっしゃる、先を見据えた戦略は必要であるとの認識は同じでありますので、議員にもご指導をいただき、戦略を立ててまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

前回というか以前、去年もちょっと似たような質問しました。どうしても、去年の9月やったですかね、自分が質問を挙げたときには、公設民営型の、言うたら合宿できる施設を造ってくれないかというふうな形でありましたが。

今回は、今回この質問で言いたいことは、考え方をちょっと変えてほしいというか、考え方ですよね。答弁は多分、前回と同じような形で、言うたら閑散期の誘致の考え方とかですね、それから、1 年間通して空きがないようにする。それはね、当然なことなわけですけど、なかなかそれを今、今までうちは修学旅行とかそういうのはあまりやってきませんでした。そうしたところの言うたら旅館業者、あんまりまだ従業員もいっぱい雇ってるとこは少ないです。2 件ぐらいしかないわけですけども。そういったとこが急にそれを今やるようになって、なかなか大変です。それを1年間通して、その部屋を満杯するということはなかなか難しいことだと思います。これはいくら観光地でも、やっぱり空く時期はあります。

やはり、その施設がそろってない状況で、今その宿泊業者の体力があるかどうかいうたら、まあぎりぎりの世界で、なかなかそれで今やっても精いっぱいな状況であります。

ですから、今、前回も言ったように公設民営化というのは、官と民がこの目標に向かって一緒に頑張っていこうという意味で、この公設民営型の施設を造ってほしいというふうに言っておりました。

そうですね、まあ閑散期に埋めることも大事です。埋めても、なかなかそれが大きな効果が挙がるかというたらそうでもない。その逆転の発想で、逆に今、宿泊の収容できる人数が多ければ、逆にその閑散期じゃなくってシーズンですよね。スポーツツーリズムいうのは、やっぱりそういう地元の観光とかそういった産業と結び付けていかなければならないわけで、ただ単にスポーツ合宿ではないです。そのためには、閑散期を狙うのではなくて。閑散期は、多分観光が閑散期だからそこに入れるというんですけども、なかなかそうじゃなくて、また観光と結び付けていけるようにするためにはですね、やはりそういった観光とかそういったものが盛り上がってるときに、そこにまた合宿の誘致もすると、合宿に来ながら観光もできる。そういったところをミックスすることが、すごくスムーズにいくんじゃないかと思います。

そのためにはやはり、受け入れられるキャパシティーというか、そういった収容人数が多くなければなかなかできません。観光の客がおるからそれは受け入れませんじゃあ、なかなか駄目です。

それと、今の黒潮町のそういった宿泊業者の体力をつくるためにはやはり、もうけれるときにやはりもうけるような仕組みをつくってあげると。そこは、まあ言うたら行政と協力して、そういったもうけられるときにもうける。で、言うたら、ないときもあっても仕方ないですけど。そこで体力を蓄えてですね、次へのステップへいく。そういった第一段階を踏まなければ、なかなか今の民間、このほんと何もない田舎で、その体力を蓄えるいうのはなかなか難しいようになります。

多分、その民間業者の体力が満つるというか十分余裕ができるまでになると、もう何年も先になります。それまでに、こういったスポーツツーリズム、今せっかく町を挙げてやりようスポーツツーリズムも、もしかしたら終わってくるかもしれません。終わったときに、今度は大きな材料を持っとっても、またそれもおかしなことになります。

ですから、やはりそういったとこは今できるときに、これは民間の商売人の考えですけれども、稼げるときに稼いで、それからそこでお金を蓄えて次のステップへいくという方法が、やっぱり今の黒潮町のこの状況を見ると、そこが合ってるんじゃないかというふうに自分は思っております。それは行政的な考えで言うと、空

いてるとこが何であるのに、そこへ入れ込んだらそこで十分稼げるがやないかというふうに思うかもしれませんけど、現実はなかなか難しいとこであります。ここがそういうふうに何か目玉があって、日ごろも人がいっぱいになるような、そういうものがあればそれはまた話は別ですけれども、今のところスポーツツーリズム。

これ、もう10年前からずっと自分も言ってますけれども、そういったところが田舎の遅れてきた原因です。もっと先に先を見て、どんどんどんどん、お金を入れるとこはお金を入れる。後で出しますけど、費用対効果じゃなくって投資効果。投資対効果という言葉がありますけれども、そっちの考え方でいってもらいたいと思うんですけれども。

そういったことで、今回の質問で施設整備。施設整備は、さっき言うた公設民営型の合宿所も入りますし、今回特定してですね、町の施設である大方球場についてもまた言わさせていただきたいんですけれども、これもやっと使われるようになったというか。

ちょっと、この資料を入れております。これ、自分が出した大方球場改修後。ちょっと、この前に浅野さんも言ってくれましたけど平成28年に改修工事を行いまして、そこからやっとこの合宿が始まりました。それまではゼロですよ、この数字が。これは実際、経済効果の出し方いうのはいろいろありまして正確ではないかもしれませんけれども、自分が出した経済効果はここに出しておりますけど。ほんと、合宿誘致が始まったのは28年からで29年、そういった形で増えております。

ちょっとそのへんも踏まえて、大方球場は後で、また総務課長に答えてもらいたい部分ではありますけれども。ちょっとその今言った、例えば宿泊所のキャパシティーがいっぱいになった所の、自分が今さっき言った意見について前回答えてくれたのが、これも急きょ振ったんですけれども参事、また振ります。

前回答えてくれたときにそういった答弁もありましたので、ちょっとまた思うところが、今自分が言ったことについて思うところがあればお答えいただければありがたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（山﨑正男君）

町参事。

町参事（北岸英敏君）

事前に通告いただいてなかったんですけれども、ご指名いただきましたんでお答えさせていただきます。

一連のお話を興味深く拝聴させていただきました。事業者のその通年を通じた宿泊施設への勧誘というよりかは、イベントのピークであるシーズンに、より誘致を進めていくべきではないかというご提案でしたけれども。

一つ気になったのは、公設民営型ということでご提案いただいておったところですけども、その場合の民営型といったところに、町内の事業者で受け得る事業者がいるのかなという疑問が一つあります。

というのも、議員が指摘されているような、事業者の体力がない状況があるというようなことでおっしゃっていましたけれども。事業者の体力がない状況において、町が今施設を構えたところで、民営で運営していくに当たって町内の事業者がそこを受け入れてくれるのかと。今、体力がない事業者があるという中でどこが受け入れてくれるんだろうなあと思いますと、大規模な事業者さんが受け入れてくれるだろうということになろうかと思うんですけども。その大規模な事業者さんであれば、果たして税金を使って施設を構える必要があるのかなという疑問も、個人的には思うところでございます。

といいますのも、大規模な事業者さんであればそれなりの資本力がありますので町民の税金を使って、皆さんからお預かりしている税金でその新しい建物を建てて、その大規模な事業者のために利益を誘導するということが果たしてほんとに必要なのかな、という疑問は確かにあります。

なので、よく事業者の団体の皆さんと町とで、どういった方向性は正しいかというのは、まず一度よく話し

合ってみる必要があるんではないかなと思います。

その上で、本当にその体力を今後、個人的に思っていたのは、瞬発力と持久力というような比較になってくるかと思いますけど。例えば、通年で受け入れるということであれば持久力であるし、シーズン中にたくさん人が受け入れられると。それで体力をつけるということであれば瞬発力になってくるのかなと思いますけれども。事業者さんと行政とでよく話し合った上で、その瞬発力を高めていくことで黒潮町のスポーツツーリズムが伸びていくであろうと。

そういった方向性が見出せるのであれば、将来的に、公設民営型であろうが大規模な事業者さんに補助を出して、新しい宿泊施設を構えてもらうかという選択肢が幾つかあると思いますけれども。

可能性として、議員のご指摘のようなシーズン中を延ばすという施策、方向性としてないということは、はっきり断言することではないかなと。可能性としては十分あると思いますので、そこは要検討の余地があるというふうに考えているところです。

議長（山﨑正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

すいません、急きょ振りまして。まあお土産ですので、よろしくお願いします。いろいろお答えいただきましてありがとうございます。

ほんと、この質問に当たって、いろんな事業者ともいろいろ自分は話を聞いてきまして、いや、ぜひやってほしいという話でした。

一部の業者というわけではありませんが、そういったことを協力していって盛り上げていけば、割とこう相乗効果というか。盛り上がってくると、またうちもやりたいうちもやりたいといというのが、この田舎の業者の特徴ですので。そこらへんを、言うたら誘導できるようなことができるんじゃないかと思いますんで、まあ効果はあるんじゃないかと思います。

ちょっとこの問題、この3番について2つに分けちょったらすごいやりやすかったんですけど、ちょっと一緒にしましたので。また、施設整備について今、大方球場のことも特化したいと言っておりましたが。

それについて、ちょっと総務課長、さっきちらっと話した部分でお答えいただきたいと思います。

議長（山﨑正男君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

小松議員の再質問にお答えします。

多分質問の趣旨は、大方球場に関する費用対効果の分析についてだと考えますので、それに基づいてお答えをしていきたいと思います。

まず、産業推進室長より答弁させていただきました、スポーツツーリズムの費用対効果の分析に基づいて答弁をさせていただきます。また、基礎データにつきましては、議員が配付しております数値とは異なりますが、産業推進室のスポーツツーリズムの実績より、野球に関しての平成28年度分と平成29年度分を取り出したものからお答えをしたいというふうに思います。

まず、スポーツツーリズムの中で野球に関して、宿泊、弁当代、食事代などを合計した直接経済効果は、平成28年度1,763万3,002円、平成29年度1,968万1,260円となっており、単年度に平均しますと1,865万7,131円となります。

このうち、2カ年の平均の町内の直接経済効果は1,030万4,641円となります。この数値に間接効果を加算

しました町内の経済波及効果を求めますと、約1,463万円と算出されます。

一方、大方球場に関しまして平成28年度から町が歳出しました主な経費は、平成28年度の直接工事費として約624万3,000円、および管理費の合計額である577万円、それと、平成29年度に実施しました水道工事89万円となり、合計額は約6,909万円となります。

費用に関しても、2年間を平均しますと3,454万円の維持などの費用を要していることとなります。

2カ年の平均の経費と効果を比較しますと、1年間で経費3,454万円に対しまして、町内の経済波及効果は1,463万円という計算結果になります。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

今、総務課長の方から、いろいろと経済効果についても数字出していただきました。

ちょっと、自分の出した額と全然、まあ似たような数字は出てるんですけど、若干違うとこがありますが。まあ、これは出し方によって違うと思います。課長が出してくれたのは、多分砂美の方の集計やと思いますけども、実際、あちらの方はここで扱った部分だけですので。

自分が調べたのは、例えば、ここの上段が平成29年度、下の段が28年度の表にしております。若干、29年度の方がチーム数は多いんですけれども、28年度はチーム数が少ないんですけども人数的には多かったわけですよね。これ、どうしてかというと大口が入ってたわけです。例えば、高校名言うてもええかな。ある高校が、人数多いとが1校入ってくるだけで、全然数字違ってきます。

実際のその経済効果なんかも出してくれていますけれども、上段の方に書いてる経済効果は自分も直接経済効果ということで、ホテル代とかそういうがで実際に使われるお金の分です。で、下の下段に黄色でやってます経済波及効果、これは係数掛けてやっております。数字も全然、その2年間で平均すると、やはりひと月ちょっと来てないだけでかなり変わってきます。

そういった意味で、平成28年度より29年度の方が、課長が言ったのはちょっと増えてるわけですけれども、実際には、来る学校によって若干変動があります。

それにしても、やはり整備してから増えているのはもう間違いないわけです。この整備するまでは、この数字がゼロ。以前はゼロやったわけですよね。ゼロが、言うたら1年間の経済波及効果が1,500万ぐらいまで上がってる。そういったことがありますので、整備した意味はまずあるということです。

それとですね、前の質問とも関連してくるわけですけれども、やはりその合宿誘致いうのは数を増やせばええというもんじゃなくて、やはりそういった大口が受け入れることによって全然そういった経済効果変わってきますので、そのへんもやっぱり頭に入れといてほしいと、そういったとこはあります。

それから、一番下に書いておりますが、これは平成29年度の大方球場の利用者人数を書いております。これは、大方球場は補助グラウンドも合わせてですけれども、合計人数が1万9,166人使ってます。これはすごい数だと思います。一日平均にすれば、一日50人以上の人たちがあこで使ってると。まあ、毎日使ってるわけじゃないですけども、そういった計算になります。これはなかなか利用されてるということで。

ちなみにですね、平成27年度1万4,536人で、平成28年度が1万5,210人。徐々にまた上がってきてます。これは、やっぱり整備することによってかなり上がってきたという。これが10年ぐらい前ですよね。まず、これ数字は出てないんですけれども、自分がかかわってますので分かりますけども。まず、この数字の約10分の1ぐらいしか使われてなかったんじゃないかと。まあ、土日全然使われてないですね。

それから大会なんかでも、今、先日、中学校の郡体か何かありましたけども、1日雨で延びまして、決勝と3位決定戦か。そういう試合が残ったときに、本来なら大方球場と、それから四万十の四万十スタジアムと分かれてやる予定やったんですけども、先生たちとか子どもたちの希望で大方球場でやりたいと。そういうことで、大方球場の方で両方とも試合をしていただきました。そういった意味で、かなり。

さっきのとこですけど、ちょっと飛んで、話が分かりにくいかもしれませんけど。

平成29年度の大方球場の利用者数が1万9,166人、その下の段が、合宿以外の大方球場の利用者いうので1万6,979人挙げております。やはりそんだけ、合宿だけやなくて地元の方々、また、幡多郡内の方々が使われているこういう施設です。だから、施設整備がやっぱり必要ではないかというふうな結論にいくわけですけれども。

この前にちょっと言いかけてました、費用対効果と投資対効果というのがあると言いました。

費用対効果いうのはどういうもんかというと、調べてみましたら、お金を出して、何年かでその効果。その費用に対する効果がどんだけ出るかといったことで、短期的な効果というふうに書いておりました。

投資対効果というのは、お金出して、その後も中長期的にわたってその機能が発揮される。緩やかに、また下がっていく。また投資してというふうな、そういった長期的な効果のことを表しているというふうに、この語句の説明ではありました。

ですから、例えばこういった施設、そして、今やってるスポーツツーリズムの取り組み。それについて、やはり費用対効果で見るものじゃなくて、やっぱり投資的効果。長い目でやっぱり。5年間やって、それで回収できたら終わりじゃないです。5年間でやって、その後、また飛躍していかないかんわけですので。ですので、やっぱり費用対効果やなくて投資的効果いうことを、今から行政の方も、ちょっとひとつ入れ込んで、そういった見方で今から運営していっていただけないかと思いますけれども。

そういった点について、これは課長やなくて町長、どうですかね。費用対効果と投資対効果について答弁をお願いします。

議長（山﨑正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは小松議員の再質問に答弁させていただきます。

費用対効果と投資効果のお話をいただきました。

まず、基本的認識を申し上げますと、費用対効果の算出も非常に難しいところでして。例えば、今便宜上、コストはもう誰が見ても一目瞭然でして分かるんですけども、ベネフィットどう規定するのかというのが非常に難しいところでして。

今は便宜上、直接経済波及効果、係数掛けて、それをドーンとイコールベネフィットとして乗っけてるんですけれども。本来これ民間企業の投資でしたら、投資したお金っていうのは、いわゆる補正係数を掛けた、今ベネフィットとしてイコール視している金額というのは、いわゆる一企業でとらえると総売上でして。総売上の中から本来経費を引いて、償却もして、で、利益を積んで経営を継続していくと。こういうことになるわけで。

なので、今の費用対効果でイコールベネフィットにしているあの総額を、そのままベネフィットとして自分たちが認識していいのかというのは、少し議論が必要なところだと思います。

ただし、公のその支出でございますので、先ほど来ご紹介いただいておりますように、例えば、経済効果だけではない効果というのも多分に出ているところです。大方球場の利用者数のあの伸びのこともおっしゃって

いただきました。合宿以外にご利用されているということは、恐らくご地元の方の利用率もかなり上がっていることだと思います。そこについて公で支出をしていくというのは、公の支出の性格として何ら間違っていることではないと思います。

それから、サッカー場の方は、直接自分たちが町のお金を投資したわけではありませんけれども、ああいう投資があったおかげで、もちろん経済効果は狙ってまいりますけれども、地元のスポーツ少年団の皆さんにご利用いただいたり。ということで、地元の皆さんの練習環境であったり大会環境の整備にもつながっているということで、こちらの方もやっぱり利用率は高まっています。

そういった効果もやっぱり相まってきているので、なかなかピシッと何千何円ですっていう効果の出し方よりも、ふ関して見ていく必要があるのかなと思っています。

投資効果のお話もいただきました。確かに6,000万のハード整備を球場に入れさせていただきましたが、あれは1年、2年で老朽化を迎えて寿命を迎えるような投資ではございませんので、かなりの年数ということになりますと、恐らく経済効果だけでも、自分が先ほど申し上げました総売上をそのまま乗っけない、民間ベースでの経済効果だけでも、恐らく10年、20年かけてB/C（ビーバイシー）はしっかりと達成できると思っています。

議長（山﨑正男君）

小松君。

13番（小松孝年君）

ありがとうございます。

いい答弁いただきまして、これからも要望がしやすくなったかなと。まあ、そうじゃないと思うかもしれませんけど。

ほんま、投資対効果いうのは今言われたような感じで、将来得られるリターンを期待して行う投資ですので、ぜひぜひやってほしいと思います。

また、大方球場に関してはですね、先ほども町長の答弁からもありましたように、地元の方々の利用とか、そういうのもどんどん増えてきております。ほんとに地元に還元ということで、すごいいいこともあります。

またですね、ああいう立地条件にありますので、地元の方々の私的効果いいますかね。あの辺、よく散歩してる人なんかに聞くんですけれども、すごい今まではほこって何とも駄目やったけど、芝生が植わって、ここを散歩してもすごい気持ちええです、いうてすごい喜んでくれます。全然その野球に関係ない人たちとか、高齢者の方々いっぱいおりますけど、その都度、何かこんなもんやってどうするんやいう声やなくて、良かった良かったいう声だけしか自分の耳には入ってきません。まあ、自分にだからそういうふうに言うてくれるのかもしれませんけども。

そういった意味で、やっぱりただ単にスポーツだけじゃなくて、そういった町の方々にも、そういったうちの町の球場、歴史ある球場です。ほんとに大方にとっては、この大方球場いうのはすごい思い入れある方々がおります。遠くから帰ってきて、例えば春日部共栄の監督なんかもそうですけれども、こっちへ帰ってきて、すごい球場が良くなってるんで、すごい嬉しく思うと。そういった感じでね、人の感覚にも訴えていることがありますので。そのへんなんかもいろいろ考慮してですね、今からもやっぱり施設の。今、結構、老朽化はもう、多分新しいとこはまだまだ十分持つとは思いますけれども、まだまだやり足りないとかいうか、壊れていって修繕しなければならない所がいっぱいあります。浅野議員の中の質問にもありましたけれども、バックネットなんか破れております。これ、やっぱり合宿誘致をするにおいてもですね、すごく経済不効果になるわけですよね。不効果、効果の逆ですよね。ほんと、見る目も悪いです。それと危険性もある。そういったとこな

んかまた、ベンチなんかも錆びてきております。やっぱり海岸縁ですので、そういったとこなんかの塗装も掛けないかんです。そういう修繕個所、まだまだいっぱいあります。まずはね、そっちの方を急いでやっていただきたいと思いますし。

それと、修繕方法にしでもですね、やっぱりネットなんかも継ぎはぎでどうですかみたいな感じやったけど、これをやるとですね、もううちの球場は評判下がります。そういった一つの失敗をしないようにですね、しっかりとした取り組みをやっていただきたいと思います。

ほんとに、実際、その修繕がいいか悪いかいうのもあります。まあ修繕ですけれども、その物をバッと換えた方がいい。例えば、役場のガラスが割れとって、そこビニール張っちょったらそれでええかっちゅうもんじゃありません。やはり取り換えないかんですよ、そういうときは。それが修繕ですからね。そういった考えを持っていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

また、今からもいろいろと。今日は要望じゃないです。今日は、そういう考え方を直してほしいという質問の内容でしたので。要望は、個別にやっていきますのでよろしくお願いしたいと思います。

もう時間がありませんので、ほんとはそのへんの答弁ということを聞きたかったわけですけれども、答弁も多分同じ答弁になると思いますので、これで私の質問を終わりたいと思います。

どうも、ありがとうございました。

議長（山﨑正男君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

この際、3時10分まで休憩致します。

休　憩　　14時　55分

再　開　　15時　10分

議長（山﨑正男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、森治史君。

10番（森　治史君）

それでは、恐らく今日、私が最後の質問者となると思います。

今から入らせていただきます。

まず最初に、あかつき館についてをお伺い致します。

これは、あかつき館にあります町民ギャラリー、この呼び方でいいと思っておりますが、ついては絵画とか書道、写真等のさまざまな展示会場として、個人、団体に無料で利用させてもらっております。

あかつき館には、毎週木曜日が休館日となっております。それと別個に、祭日と月末の金曜日が休みとなります。

これまでにさまざまな展示会が開催されてきました。その期間中、祭日、月末の金曜日に来られた方々が帰られておるがを見ております。地元の方で見れば、また次の日にしょうかということでしょうけど、時間をかけてきた町外の方になりますと、なかなかその日に日程を調整して来てる関係があると思います。なかなか、知り合いがいやりようとか、見てみたい人の。この間なんかも、人形作家の方がやっておりました。この方、2週間か3週間ぐらいやってたと思います。そういうようにして、次は中村のとこでも同じ方の作品を見ましたので。あの作品、なかなか味のある作品だったと思います。昔の、昭和時代の風景。家の中の風景の人形を作り、炉があり、いろんなものがあったがが展示されておりましたが。

ほんとに、知り合いとかその方の作品を見てみたいいうことで鑑賞に来た遠方の方にしてみたらのことを考

えればになりますけど、できれば展示期間中の祭日、月末の金曜日について、町民ギャラリーだけを開けていただけないでしょうか。

実際に開けるになれば、いろいろな問題があろうと思います。思いますけど、やはり遠方から来た方のことを考えれば、必要ではないろうかと思います。

また、展示開催により、お金は取れる場所じゃないんですけど、あかつき館の利用者増、これがいわゆる費用対効果の一つじゃないかと思います。1 年間になんぼ入れて、どんだけの利用者があったかということが、費用対効果の一つの計算の方法になるがではないかと思います。

誠に、私の方らも無料で利用させてもらっておりますので、その祭日とか月末の金曜日を開けてくれということは厚かましいとかもしれませんですが、住民、町外の利用者の方たちを考え、期間中の祭日、月末の金曜日にギャラリーのみの開館は必要と思いますが。

執行部の考え方を問います。

議長（山﨑正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、森議員のあかつき館についての、祭日、月末の金曜日の休館日の町民ギャラリーの展示期間中について開館できないか、のご質問にお答えを致します。

当該施設の管理につきましては、黒潮町立大方あかつき館の設置及び管理に関する条例等に基づき運営をしており、休館日は毎週木曜日と祝日法による休日、および 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの日、ならびに資料整理のための毎月末金曜日としております。

議員ご指摘の、祝日と月末金曜日の町民ギャラリーの開館について、いつでも、どこでも、誰でも気軽に学習できる施設として、町民の皆さまへのサービスの向上を図るために大変重要なことであると認識をしております。

しかしながら、町民ギャラリーだけの部分的な開放だとしても、あかつき館全体の管理として体制を整えなければならず、不測の事態も考慮して、複数体制での管理が必要であると考えます。

従いまして、現在の人員より増加をしなければ運営ができないため、財源の確保など課題もたくさんあり、現時点では、祝日と月末金曜日の開館は困難であると考えます。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

森君。

10 番（森　治史君）

今、答弁の中でありましたように、そら予算もあろうし、人員のこともあろうと思います。

けど、そこは開催が分かれば大体、祭日のない月もありますし、月末の金曜日のみということになりますが。そこで、臨時雇用というような形でその日だけを見てもらう方を雇用をされて、そこの日のことができるんではなかろうかと思います。

また、ちょっと趣旨は違ってくるかもしれませんけど、やはり連休のときなんかの休館、夏休みのなんかの休館ということもあります。その場合に、やはり小学校、中学校とか保育園児が、休みのときなんかにはやはり開けておくべきではなかろうかなというように思います。やはりそういうときの利用の場もあろうし、夏場になるとか冬場になりましたら、家へおると、冷暖房がかかるから図書館へ行ちょけということもあろうかと思いますけど。やはり、あこに来たら子どもさんたちも、やはりマナー守って静かにしておるようですので。

やはり多少聞くのは、この日だけじゃなくって、連休のときの期間中にいわゆる祭日になりますので休館なってしまう。やけん、意外とよそから帰ってきて子ども連れてきてみたら、図書館が開いてなかったということも出てきております。

そういうところも含めてになりますけど、そういうように来年度の予算枠の中で組まれるときに、今すぐには、やはり今次長が答弁されたように、予算もあるし限られた人数で回しているということもありますので、そこは今、急には無理と思います。やけど、そういうような対応も必要ではないかと思いますが。愛媛みたいに移動図書館をせよとかいうがではありませんので。松山みたいに。

中には、夜間が開けてほしいとかいう、いろんな希望はあると思います。それはおいおい、そういう希望を検討していくべきだと思います。予算が伴うことですので一方的に開けれとは言えませんけど、ぜひそういう期間中、また、遠方から作者の作品を見に来られた方もおいでますので、そういう方々にはやはり便宜上、月末の金曜日に来たら帰らないかんではい関し、祭日が休みやから来たら休館やったいうことでも、やはりいけないんではなかろうかというように思いますので。

この間、91 歳であこで書道の個展開いた元気な方もおいでますので、そういう方の来年、再来年の 95 のときの書道展も開けるかもしれませんので、ぜひ予算枠を確保すべきではないかと思うんですが。

次長に答弁を求めます。

議長（山﨑正男君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは森議員の再質問にお答え致します。

財源の確保につきまして、そのことだけで申し上げますと、ほんとにすべての祝日とか、それから月末金曜日の分を開けるということにつきましては、多くの、先ほども申しましたように人員の確保と予算が必要でございますので、一遍にはいけないと思います。

例えば、月末の金曜日。これは本を整理しておりまして、中には職員もおります。職員がおりますので、その専用の臨時職員さんを 1 人雇うなどして､それで確保ができるだろうなというふうには思っておりますので。このことにつきまして段階的に進めて、サービスの向上を図っていかなければいけないと思います。

ただし、指定管理者の方と年度別契約書を締結しておりまして、今年中にということにはなりませんが、来年度から実施に向けて、予算化の方を検討してまいりたいと思ってます。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

森君。

10 番（森　治史君）

ぜひ、取り組みをされるように。

次の問題に入ります。これは動物愛護および管理について問うという、ちょっと抽象的になりますけど。そういうような法律があるようですので、そういうことが正しいんだと思います。

これ、昨年の 3 月にも一度取り上げておりますが、住民の中には猫をわが子のように思って飼われている方と、真逆の猫が嫌いな方も、同じ地区内においでると思います。

猫については、犬のようにはいきません。犬についても、犬が好きやけど大嫌いという方もおいでます。これ双方動物ですので、好き嫌いがあると思います。

また、最近、テレビのニュースなどでペットカフェというものがよく紹介されております。その中では、仕

事の帰りの方が猫と触れ合うことで、ストレスが解消される、心が癒されるというような話が放送されておりますが。

また、ある週刊誌では、猫の楽園を特集という写真がありました。それでいきますと、愛媛県大洲市青島、滋賀県の近江八幡市の沖島、香川県多度津町の佐柳島、山口県柳井市の平郡島など、ここが猫のスポットについて紹介されておりますが、ここは定期便でとかフェリーを利用して 10 分から 60 分の場所。離れ島言うたら怒られるでしょうか、そういうように陸続きじゃない所でございます。

また、石巻の方によれば、定期便で 50 分の田代島には、元祖猫島というようなことで書かれておりますが。ここでは大漁の守護神として猫神様を祭っておられるということで、古くから人と猫が共生しているようであると紹介もありました。

また、全国的に知られている観光地、江ノ島についても載っておりましたが、ここも、今の猫ブームの猫スポットのようですが。ここは最寄りの駅から徒歩で約 15 分ということ。島であるけど今は島じゃないんでしょうか、行けるということです。

その中の島の多くの猫は、島外からの捨て猫のようであるというように紹介されております。島の住民みんなで世話をしておるらしいですけど、その中に江ノ島のネコ募金箱というのを置いて、そこには、皆さまが目にしている猫はすべて島外より持ち込まれた捨て猫です。これ以上不幸な猫を増やさないように、避妊手術や治療、薬への募金をお願いが書かれております。

全国的には、もっと猫スポットいうのはあると思います。特に、島になるでしょうかね、瀬戸内海には前々から猫スポットということで、猫で町おこししようようなとこもありますので。

これとはまた、うちの場合はまったくそうはいかんいう状態になってきてる地区があります。すべてのとこの集落がそうなっているとは思いませんけど、まあ私の知る限りわが町では、私の知る限りでは猫に対する思いの違いによる住民間に溝が生じてきている集落が見受けられます。

猫については、人に危害を及ぼさないということでしょうか、犬の飼育のように法的条件がありません。だが、集落内の住民同士でのいさかいが起こらないようにすることも必要ではないかと思います。特に、今出てきております動物愛護と適切な管理ということで、虐待や捨てる遺棄の禁止とかいうことになっておりますけど、これに対して見ても、動物をみだりに殺したり傷つけた者は、2 年以下の懲役または 200 万円以下の罰金。愛護動物に対し、みだりに餌や水を与えずに虐待を行った場合は 100 万以下の罰金。動物を捨てた場合にも 100 万以下の罰金というように、ものすごい厳しいです。

ほんで、その愛護動物いうたら馬、牛、豚、めん羊、山羊、犬、猫、イエウサギ、鶏、家鳩（いえばと）とかアヒル、とかいうように明記されております。それが、その人が占有している動物で哺乳類、鳥類または爬虫（はちゅう）類に属するものというように書かれておりますが。こんだけ厳しい法律はあります。

犬については、狂犬病の方の関係から比較的管理は言われておりますから、皆さんほとんど登録されて家で飼ってると思いますけど、猫についてはどう言うたらいいんでしょうか、そのへんがちょっとあいまいというか、もともと猫にはそういうものはありませんのでね。結局、飼ってる人にしてみたら自分の子どものように大事な家族として扱うけど。また片一方では、猫が来て家の中でいたずらするわ、庭には尿をして、臭くてたまらないという方もおいでますし。

それから一番の問題なのが、猫がようけおるけん、すべてあなたのとこの猫ですかと聞いたら、いえ、うちの猫 2 匹ですとか言うが。あとの 4 つは、そこに置いた餌に付いてきちょう、どこかの猫か分からない猫もそこでお食事に預かって、そういうご相伴に預かっておりますけど。結局、飼いよう人にしてみたら、あとの 4 匹は知らんということですよね。2 匹だけ、自分とこの猫だから。けど、それ 6 つが隣の家へ行って悪いこと

したら、隣の人はどの猫がどこの猫やら分からんわけやから、どうしてもいさかいになってくるがですよね。で、捕まえりゃ捕まえてみよとか、捨てりゃ捨ててみよとかいうような、かなり。ほんまにやった人がおります。捕まえて。あれ、見つかったら 100 万以下の罰金になると思いますけど、6 匹ばあ捕まえたけんいうてほんまに、全然別個のとこへ持っていって放置した人がおりますので。これ見つかったら、捨てた人は 200 万ぐらいの罰金来るか 100 万の罰金来るか知りませんけど。要は、もっと行政にも構ってほしいいう気持ちが強かったみたいです。このままじゃあ、どうしてもやっていけれん。かいうて、その条例あるわけでもないし。そういうことが起こっております。

ほんで一番難しいのは、個人の占有物ですので、猫が。どこまで、民事になりますので、お互いのもめ事が。けど、やはりそこで生活しよう方々が末長く、仲良く暮らせるように、そこの問題についても双方の声を行政が聞かれ、一番難しいのです、ここからが。双方が理解し合える町条例を設ける必要があるのではないかというような、私はそう思っております。ここが一番難しいと思います。双方が理解し合える条例なんていうのはなかなか難しいです。けど、そこに持っていかない限り、なかなか部落の中の融和というものがなくなってくるかじゃないろうかというぐらい、なんぼかの集落でそういうような状態があるように見受けましたので。

条例について、執行部の方がどのように考えているかを伺います。

議長（山﨑正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾﨑憲二君）

それでは、2、動物愛護および管理についての、ペットである猫の飼育に伴う、住民同士が理解し合える条例の整備についてお答え致します。

ペットは、一緒に遊んだり、時には心を癒してくれる大切な存在です。しかし、議員が言われますように犬や猫など、ペットを好きな人ばかりでは限りません。そのため、ペットの飼い方のマナーやトラブルなど、苦情も多く寄せられています。飼い主の方に、マナーを守り、かつ周りの人への気遣いをしていただくことが、ペットを飼う上で一番大切なことだと考えています。

しかし、地域によっては、飼い主のいない野良犬や野良猫に、単にかわいいからと安易に餌を与える方もおられ、ますます野良犬や野良猫が繁殖をしている実態をお聞きします。

また、漁村地域においては、食品関係の事業を経営されている方から、野良猫などの糞尿による衛生面や風評被害による経営への支障も懸念をされています。

行政としましては、個々の対応はできませんが、町広報紙への掲載やチラシの配布、ならびに地区単位での啓発協力などを行っているところです。

ご質問の、飼い主と地域が理解し合える条例の制定についてですが。野良猫などによる地元産業への被害も懸念をされている現状を考えますと、リードにつなぐことが難しい猫や野良猫などへの安易な餌やり等、飼い主を含めた地域の方々へのマナー啓発を行うことが優先と考えていますので、現時点では条例化の検討はしておりません。

以上です。

議長（山﨑正男君）

森君。

10 番（森　治史君）

前回と同じような答弁です、それは。マナーの向上をということです。

ただ 1 つだけ。ある方、部落の会の中でしたけど、猫は家の中で飼うてもろうたらええがやけんどと話しま

したら、その方は、おれんとこは家の中で飼いようって、猫を。ほんで、外へ出るときにはリードを付けて散歩をさすと。まこと、そうでした。その方のとこは。家に閉じ込めといて、出るときにはリードで連れていっておりました。

ほんで、まあ自分とこの娘のことになりますけど、高知の方で7匹飼っております、猫を。それは家から出ないように、家の所は全部、遊ぶ場所のとこにはニワトリ飼うみたいにずっと張っておりますけど。出れんように、外向けて。でも、家の中を自由に遊んでおります。で、7 匹おりますが。それは飼い方として、やはり外に出すと近所周りに迷惑掛けるいうことで。また、隣の方は犬は飼いようけど猫は嫌いな方やけん、猫は出せれんとか。それで、もうこれ以上増えんように、すべて避妊と去勢はして飼っております。

問題は、家で飼うがやけど、雌猫を飼いようときに、できたら避妊していただきたいということを言うたことがあるがです。それでそのときに、拾ってきた孫が、どうしたちむごいけん嫌言うけんねって言うたがが、いわゆる猫が増えてきて10何匹になっちょったいう家庭もあります。そのへんがモラルいうか、そういうことも含めて家でなんぼ飼うがでも、やはり猫を飼われる以上はそういうことをして飼っていただかんと。何か、雄はかまんけど、雌だけの避妊がうんと言われます。補助金がない関係でね、雄の場合。雌でも補助金があります。あるけど、それはあくまでも野良猫であって、家の飼い猫にはないようです。

ほんで、猫も何かペットショップへ買いに行くと、年齢を言われるらしいですね。それで、私の知り合いの方が言ったのは、私は今飼ってる猫が死んだら、もう猫は飼えんがよ。なぜなら、私の歳からすると次の猫が死んだら 65 を超すようになるけん、そうするとペットショップが売ってくれんいうて。20 年ぐらいは長生きするもんですから、結局、亡くなったら猫が野良猫になるということでしょうか、責任持って自分が看取れる間やないと、ペットショップでは猫も売ってもらえんなるというような話も聞きました。

ほんで、県の方には条例がありますよね。ここにはなかっても。けど、これでも猫を飼うがの飼い方は書いてませんね。やはり、罰金とかいうことは県条例には書いております。これ、食用にしたりいうことやけん、猫じゃないですよ。豚とか、ウサギらでも食べる人おりますのでね。そういうことで殺すことはかまんみたいですし、治る見込みのない病気やけがの動物がひどく苦しんでいるときなどは、正当な理由で動物を殺すこともできる。虐待ではありませんと。そうやって殺したとしてもということですけど。これも、できる限り苦痛を与えないを方法を取らなければならないというように規定されておるようです。ただし、これは獣医さんとこへ連れていかないかん関係で、保険証とか動物病院かしらん受け取らんみたいですけど。安楽死をしても断られる場合もある、ということを県の方には書いております。条例の中で。

けど、そうなるまでに今もめようがは、結局、飼い猫とか野良猫か分からんことやけど、結局、飼いよう方は外へ出て、家から出ていってやる行為ながですよね、猫が。やから、つかめてないと思います。ほんで、苦情を言うがでしたら私その方に、その証拠の写真でも撮っちょいて、それで相手と話したらどうですかというように話したことあるけど、そこまでやってしまうと、逆に言われんけんど溝がこじれる場合になると思います。そういう問題があるとこがあれば、やっぱり双方の話を聞いて何らかの、緩やかでもいいですから条例的なものを作らんと。今みたいにモラルでと言われても、そのモラルはもうだいぶ前から言われてます。一向、そのモラルというものはずうっと放送もしてくれてます。それから、所々、野良猫には餌をやらないでくださいいうて書かれた札なんかも見ます。けど一向、そこから前へ進んでないと思うんですよ。

実際に、人家から離れたとこやけん猫に餌やってかまんかいうわけではないと思うんです。今はちょっとなくなりましたけど、以前は集落の入り口と出口の所で餌をやりよった。まあ、よう猫も知っちょう。その方が通ったらさっと寄ってくる。時間で、猫が全部。それぐらい猫も分かっちょうがですよね。餌もらえるということは。けど、それが結局周囲で、畑に行ってハウスは引っかくわ、植えたもんはほじくり返すわ、いう苦情

になってくると思います。

もうちょっとその飼い方について、ルールとは言わんけど、もしその啓発活動するがやったら、できるだけなら家で飼ってくださいとか、できれば避妊手術を受けてくださいとかいうこと。個人負担で2万なんぼぐらい掛かるかな、今。ほんで金額的に、野良猫のがでもそうですよ。1 万円はどうしても、町と県の補助金をもろうても1万円ぐらいは自分から持ち出しになりますのでね、なかなかそこのへんも野良猫でも進まんと思います。捕まえても、捕まえた言われんね、今。保護した言わないかんいうたかね。保護した方が1万円は覚悟して、桜猫言うんですか、耳を三角に切るから桜の花びらのように見えるけん桜猫言うらしいですけど。そういうことをせざるを得ません。

それから、できれば一番いいのは、家で飼ってる猫でもある程度、半額程度の補助金が出るというような形にしてあげれば、もうちょっと猫が増えるがを防げるかなと思うんですけど。そのへんもうちょっと踏み込んで、条例化のにおいをさすようなことはできないですか。全く考えないということみたいですけど、何らかの処置をせんと、結局部落の中で住民同士のいがみ合いになってくることの方が。それを避けたいんです。実際は条例してくれというのは、そういうことがないようにするための条例化ができないかということなんです。

まあ、いろんなとこの事例があろうと思います。町の行政の方やったら、ほうぼうからそういう情報が取れると思いますが。

一度どこか、そういう先進的なとこの条例か何かあるとこを引っ張ってみて、町の方の条例ができるかどうかの検討を考える気があるかないかをお尋ね致します。

議長（山﨑正男君）

税務課長兼住民課長。

税務課長兼住民課長（尾﨑憲二君）

それでは再質問にお答えします。

先進的な市町村の条例ですが。自分もインターネットで動物愛護に関する条例のある所を見てみますと、やはり行政、住民、そして飼い主、この3者のそれぞれの責任を明記をしています。

ただし、その後の避妊手術、そういうものについては具体な表記はされていません。

繰り返しますが、それぞれ3者の責任をそれぞれ皆さん実行してくださいということになってますので、議員が冒頭の方に言われました、お互い住民同士のトラブルの少しでも回避になるような手段ということになってきますと、例えば、厚労省が定めてますガイドライン。そちらにも行政、飼い主、地域の方と、そういうようなものを書いてます。その内容が、中身を黒潮町に合うのかどうかまた見ますが、そういう内容をチラシというかガイドラインというか、そういうことで使えるかどうかまた判断をしてみたいと思います。

なお、先ほどの答弁でも言いましたように、地域の区長さんとそういう苦情があれば、直接本人ではなくて区長さんとも一緒に話しながら、また、そういうふうな間接的に解決ができないかなというふうな対応は取らさせていただいています。

議長（山﨑正男君）

森君。

10番（森　治史君）

この問題は、なんぼやってもいたちごっこになると思います。だからここで。

また何か新しい情報があれば、また質問をあらためてさせていただくことにさせてもらいます。

次の質問に入らせていただきます。

農地の宅地変更についてをお伺い致します。

1問目の1ですが、現在の町内の休耕作地を含む農地面積と、その中で実際に耕作されている面積についてを問います。

数字を言うときに、すいません、ちょっとスローで言っていただけますでしょうか。なかなかふとい数字になると思いますので、一気によう使いませんのですいません。数字を言うときには、すいませんけどゆっくり、大きい声でお願い致します。

議長（山﨑正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは森議員の、3のカッコ1の、町内の休耕地を含む農地面積と実際の耕作面積のご質問についてお答えを致します。

黒潮町の総土地面積は1万8,858ヘクタールとなっており、ご質問の休耕地を含んだ農地全体の面積は1,393ヘクタールで、そのうち耕作面積は835ヘクタールです。

これらのデータは、一つの調査での調査項目となっていないことから、各統計調査等からの数値となっております。

最初の総土地面積は2015年農林業センサスの数値で、次の農地面積は、黒潮町農業委員会で整備している平成29年農地基本台帳の数値、最後の耕作面積は、国の平成29年農林水産関係市町村別統計での数値となっております。

また、先ほどの農地全体の面積から耕作面積を差し引いた面積558ヘクタールが、耕作されてない農地となります。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

森君。

10番（森　治史君）

今の数字でいきましても、約4割近い。これ耕作可能な土地ながか、もう放棄されて、永年放棄状態だから休耕作地ですので、もう一切、雑草地にせん限り、農地のままで残ってる所も含まれちょうと思いますが。そのへん。

まあ言うたら、山林化したような農地も休耕田の中に、休耕地に含まれておるか否かについてお伺い致します。

議長（山﨑正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

森議員の再質問にお答え致します。

山林化した農地も含まれているかということでございますが。先ほど答弁させていただきました農地基本台帳とは農業委員会の備え付けということでございますが、この農業委員会の数値につきましては町内の区域内の農地すべてということになっておりますので、先ほどご質問にありました地目が農地で、耕作されていない耕作放棄地化された農地もこの数値の中に含まれております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

森君。

10番（森　治史君）

総面積の約4割近いようなものが放棄されてるということですので、ここも農地の活用に使えるもんか使えれんもんか、そのへんは分かりませんけど。取りあえずこんだけの休耕作地があるいうことで、そこは分かりました。

2番目の方に移ります。

国、県の補助金制度を利用された農業基盤整備事業というんでしょうか、圃場整備（ほじょうせいび）によってできた圃場（ほじょう）の田畑はきれいに区画されておりますが、そのような農地はすべてが農用地として指定されているのか。また、ほかの指定があるかについてお伺い致します。

いわゆる補助金で圃場整備（ほじょうせいび）をした場所の土地はどのような指定になるかについて問います。

議長（山﨑正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは森議員の、カッコ2の国、県の補助制度利用の農業基盤整備事業で整備された農地は、農用地指定になるのかのご質問についてお答えを致します。

農用地区域は、農業上の利用を図るべき土地の区域として、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度で、市町村が整備計画を策定し、集団的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地について、農用地区域と定めるここととなっております。

農用地区域の設定基準は5項目から構成されており、

1つ目は、集団的に存在する農用地で10ヘクタール以上のもの、

2つ目は、土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地、

3つ目は、先の1または2に掲げる土地の保全、または利用上必要な施設の用に供される土地、

4つ目は、農業用施設用地で、2ヘクタール以上のもの、または1つ目、または2つ目の土地に隣接するもの、

5つ目は、先の1から4の土地のほか、果樹または野菜の生産団地の形成、その他、地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地、となっております。

従いまして、国、県の農業関係補助金を活用し基盤整備をした事業を含め、土地改良事業等の施行区域内にある土地については、農用地区域を設定しております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

森君。

10番（森　治史君）

土地改良事業というのは、これは町単でやったとしても、の事業に当たるがですか。

これをやるときに県の補助も入らずに、国の補助なく町がやったというような事例はありますか。土地改良事業が。

についてお伺い致します。

議長（山﨑正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

土地改良事業はさまざま、県とか町とかあるんですけど、その補助金関係なしに行う事業につきましても、土地改良事業という名目で整備されれば農用地区域ということで、農用地区域内に設定をしております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

森君。

10番（森　治史君）

だから、そういう工事をやった所が町内にありますかという、場所がありますかというようなつもりで聞いたがですけど。

その目的でやられた工事は、農用地になりますということは分かりました。

ただ、もうここはいいです。質問の中に書いてなかったことで、急きょの振りになりますので。

3番目の方に入らせていただきます。

住民の方によれば、以前、農地の地目変更の申請手続きのために役場へ出向いたときに、その担当課に行きましたけど、たまたま担当職員さんが休んでいたことで申請書類が受け取れなかったと。これは農業振興課のみでなく、ほかの課でもあったというように聞いております。申請書類をもらいに行たときに。

住民の方も、ここではなくて前の役場ですけど、時間を使って出向いていっております。その時間が無駄にならないように、そういう受付に提出する書類でしたら、課の他の職員さんの対応をすべきではないかとの声を聞きますし。

また、私の方も、その方がいなくってもその中の課の方がおれば、それで対応。ただ、申請書類ですのでいちいちパソコンから出さなくても、プリントアウトしたものがなんぼかあればすぐ対応できると思うんですが。そのような対応が必要と思います。

以前ありました。頼まれて行ったんですけど。たまたま担当職員さんがお休みですので、隣のパソコンのキーワードが違うので開きませんって。で、後日来てくださいと言われたことがあります。で、お願いして帰ってきたら、この書類出しちょってねということで帰りました。

それから、住民の方はある程度自分の時間を割いて行かれてると思います。運悪く担当の人がおらんいうこともあろうし、申請書類じゃないけど申請の書類をもらいにいく段階からそれでは、嫌になるがじゃなかろうかなと思いますが。

それぞれの課で、もし書類が要る場合に担当の職員さんがいなくても、当然、他の職員さんで対応すべきではないかと思いますが。

そのことについて執行部にお伺い致します。

議長（山﨑正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは森議員の、カッコ3の、地目変更手続きに役場に出向いたが、担当職員が休んでいたことで申請書類が受け取れなかったが、他の職員で対応すべきではないかのご質問についてお答をえ致します。

農地の転用につきましては、黒潮町農業委員会が受付窓口となっております。

この転用には、自己所有農地を自分で農地転用しようとするときは農地法第4条となり、農地転用に併せ権利の移動が必要なときは農地法第5条の農地転用となります。また、現況が既に農地ではなく、例えば何らかの理由により、以前から宅地や山林化している場合など、登記地目の変更のためには非農地証明が必要となっております。

また、これらの転用申請には、添付書類として法務局の登記事項証明書や公図、土地利用計画図などが必要となっているところです。

申請者が来庁されたが、申請書を受け取ることができなかったとのご質問でございます。

本来、地域住民の方などが役場には何らかのご用があり来られるのであって、その内容はさまざまではありますが、それぞれの事柄について対応し、お答えをしていくことが基本であります。

これまでも、担当者が不在の場合等は、課内で可能な限り対応を行ってきているつもりですが、今回の案件では、一度の来庁で済むことが複数回のこととなり、ご迷惑をお掛けしたことをおわび申し上げます。

先般、ご指摘を受けた経緯もあり、今後は、担当者が出張や休暇等で不在の場合は、他の課内職員で申請書類の受け渡しができる体制を整え、仮に専門的な部分で当日回答等ができない場合は担当者につなぎ、後日、回答できる体制を取っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

森君。

10番（森　治史君）

努めてください、そのように。

それから、次の4の方に入らせていただきますが。

国の方で国土利用計画というような、第3条土地利用基本計画等ということで第9条に、都道府県は、当該都道府県の区域について土地利用基本計画を定めるものとするとあり、2 では、土地利用基本計画は、政令で定めるところにより次の地域を定めるものとするとしてあります。1つ目が都市地域、2が農業地域、3が森林地域、4が自然公園地域、5が自然保全地域等とかいうように、区分されておるようでございます。

それとは別個に、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとするとかいう、いろいろな。第2項2 号では、農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする、というようにうたわれておるようでございます。

で、これは農地法になります。これ皆さん、業務の方で分かってると思いますけど、農地はその耕作者が、自らが所有することをさも適当であると認めて耕作者の農地の取得を促進し、およびその権利を保護し、ならびに土地の農業上の効率的な利用を図るためにその利用関係を調整し、もって、耕作者の位置の安定と農業生産力の増進等を図ることを目的としているというように書かれております。

農地とは、耕作の目的に寄与される、供用される土地を言うと。農地は農業経営の基本となるものであり、その所有、利用および移動は、農業生産者の発展と密接な関係を有している。優良農地の確保は農業政策の根幹を成すものであり、現行の農地制度は農地法、これは昭和27年。それから農地法が昭和44年。農業振興地域調整に関する法律が昭和55年に制定されてるようです。農用地利用増進法などから構成されていると。わが国の農地制度は、これらによって農地と権利関係についての強力な統制を基本とつつ、農業地の有効利用と流動化の促進に向け、逐次新たな展開が加えられていると。

規制は、優良農地を確保する上での農地の転用地を農地以外にすることの規制は極めて重要であり、自己転用および転用目的の権利の移動の両面にわたって行われている。

農地の転用は、原則として都道府県知事の4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の許可の下で行われることとされておると。転用目的の権利移動は、許可がなければ無効であるというように書かれておるような法律があるようです。

問わせていただきますけど、王迎団地東側にある農地、これは住宅から東側に、これ六地蔵ノ畝（うね）と

いうように、お聞きしたら教えていただいたんですけど。これに間違いないと思うんですが。ここの団地については旧の大方町立開発公社によって、住宅地の造成工事のときに農地造成をされたというように認識しております。

この工事での農地については、国、県の補助金制度の利用とは関係がなかったと私は認識していますが、それで間違いがないかについてをお尋ね致します。

議長（山﨑正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは森議員のカッコ４の、農地六地蔵ノ畝（うね）は、旧大方町土地開発公社による王迎団地造成時の造成で、国、県の農地への補助金は関係ないと認識しているが、のご質問についてお答えを致します。

現在の、上川口字六地蔵ノ畝（うね）の農地につきましては、大方町上川口地区土地改良事業共同施行が事業実施主体となり、土地改良事業を行い農地造成をしたものです。隣接する王迎団地造成と併せて、工事を行っております。

この事業実施主体となった大方町上川口地区土地改良事業共同施行につきましては、施行区域内にある土地所有者で構成されており、事業の全般的な事務手続き等は、当時の大方町土地開発公社が行っております。

また、本事業実施主体は、平成元年６月に県知事の施行認可を受け、換地の登記を平成７年に行っております。

この農地造成に係る費用につきましては、金融機関からの一時借入れ等により運用されており、ご質問の国および県からの補助金は活用されておりません。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

森君。

10番（森　治史君）

今の話でいきますと、ここは上川口の農地を持っている方が、造成のときに土地改良事業を共同で行われた土地だということでよろしいんですね。ただ、それについては公的なお金は入ってないと。

ただし、そうするとこれは農用地ということになるがでしょうか。土地改良を要望して造ったいうことは。

そこのとこを。

議長（山﨑正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

再質問にお答え致します。

土地改良事業として実施をしているため、先ほどのカッコ２のとこで答弁をさせていただきました、２つ目の土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地ということに該当を致します。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

森君。

10番（森　治史君）

ほいたら、５番目の方に入らせていただきます。

住民の方によりますと、これ４年前に、六地蔵ノ畝（うね）のある地権者の方が担当課へ、農地から宅地へ

の地目変更の申請をされたときに、いつ来たかは、私も日にちまでは聞いておりません。けど、県職員の方による現地確認がされた。そのときに、県の方からは変更可能と。いわゆる農用地であるけど、まあその方が農用地であるかどうか、そこは私、分かりませんけど。今の答弁でいきますと農用地やけど、県の方はそれがどういう土地かは分かったと思います。ほんで、変更可能との説明を受けたと。

ところが、地権者に聞くが、その現場確認には地権者と県職員と、私は町の担当課の方も立会されたと思いますが、ちょっと地権者の方は県の職員さんだけが表へ出てきて、町の職員さんがおったような話はなされなかったんですけど。現場案内には、県の職員さん等へ対して町の職員さんが付いていて、その方の所有地を確認を取ってると思うんですが。

そのときの立会について、町の職員が出向いたかどうか。記憶にある限りでお願い致します。

議長（山﨑正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは森議員のカッコ５の、４年前に六地蔵ノ畝（うね）の地権者が地目変更申請時に、県は現地確認をし、変更可能との説明。そのときの現地確認には、担当課職員も立会いしたのかについてのご質問にお答えを致します。

４年間の平成26年に、六地蔵ノ畝（うね）の土地所有者の方より、住宅建築のための農地転用の相談がありました。

農用地区域の除外には県の同意が必要なこと、また、農地転用は県の許可であるため、事前に県に協議をして、農用地区域除外および農地転用が可能な農地であるのかを現地確認をしていただきました。

そのときに、町の担当職員も同席をしております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

森君。

10番（森　治史君）

そこで立ち会うちょうということですので、最後の問題の方に入ります。

この方の話ですので、私はこの方の言いようことが間違ってないと思うんですけど。県からの地目変更は可能との説明があったので、農用地は５条申請になるようなというように聞いておりますけど、その地権者の方は、地目変更申請書を担当課に提出されたというように聞いております。ここは、実際出されたかどうかまでの確認は取っておりませんけど。

この方は、なぜそこを宅地申請しなければならなかったかということが、一つの問題点があります。この地権者の方は、南海地震が起これば、必ず津波によって100パーセント被災される場所で生活をされております。今、行政も言われる自分の命は自分で守るには、そこが原点で、高台移転だと思います。

私がただそう思っておりますけど、本人はどうか知りませんけど、自分の土地がある場所への高台移転が。その方にしてみたら自分の土地があって、同じように農用地でなくって売ってますよね。確か２つ、王迎団地はまだ未売があったんでしょうか、この間通ったときには、土地の広さと値段書いた札が２カ所あったように思います。売れちょったらのいちょると思いますので、いまだにそこの部分だけ残ってると思います。けど、この方がもし仮に手持ちのお金でそこを買っては、今度は家が建たなくなるんじゃないでしょうか。そこの近くに、そんな家が建てるだけの面積が、農地があれば、やっぱり自分の農地を利用して建てれば、そこへ新築の家ができるということだと思います。

どこで協議したか知らんけど、5 条申請については執行部での協議をされてからの変更が決定になれば県に提出が必要となると、私はそのように説明を聞いておりますが。

ところが、その地権者の方によれば、県からは申請しなさいよというように説明を受けたにもかかわらず、誰がその地権者の方に説明されたかは分かりません。担当課からは、これはもう向こうが言うたように言わさせもらいます。町長から、町内に一定の農地面積が必要なので地目変更は不可との説明を受けたと話しております。県からは可能なものである。その方が、津波被災地で生活をされている住民が移転できる高台がそこだけしかない場合、これは人情的になってくるからそこが入るかどうか分かりませんけど、恐らく県の方も、その来た担当職員さんは、農用地を外すについては駅から何百メートルの範囲というような線を引かれたと思います。それが 500 が 400 か、そこの数字は私はちょっと分かりかねますけど、ぎりぎりセーフということのような話も聞いたように思います。地権者の方からは。地権者がそこまで覚えて僕に言うたかどうか、そういうような話を聞いております。

それで、問題があるのは、ほんまに行き場がなくって、そこをこの方が他人に売るというようだったら、これはまた話は別個だと思います。ほんで、そこまで県が言われたけど、町長がそういうように説明を受けたから、その方は町長がそう言うたというように言いますよね。ほんとに町長がかかわって、その不可と言われたかどうかは私にも分かりませんけど。そのような場合であっても、執行部は農地優先で今後もいかれるつもりなのか。それが農地転用にならない距離なら、それは無理もないと思いますけど。セメンの前には住宅があって、道一本隔てた目の前は王様迎団地の住宅ながですから、そのへんがやっぱりその方にしてみても納得がいかん部分じゃなかろうかと思いますが。

そのような場合でも、農地優先で執行部は考えているかについてをお伺い致します。

議長（山﨑正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは森議員のカッコ 6 の、町へ変更申請するが、不可。津波が来れば被災する平地から高台移転を考えてのことと思う。それでも農地優先なのか、のご質問についてお答えを致します。

ご質問の六地蔵ノ畝（うね）の農地につきましては、農用地区域内であることから、農地法に基づく農地転用を行うには、農用地区域からの除外をまず先に行うこととなります。

この除外を行うためには、除外要件すべてを満たすことが必要となってきます。この除外要件とは、当該農用地等を利用することが必要かつ適当であって、ほかに代替できる土地がないことや、この除外を行うことにより、農地の集団化や作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障を及ぼすことがないことなどとなっております。

また、除外要件すべてを満たしている農地であっても、土地改良事業等の優良農地については、町の判断として農用地区域の除外を行わないこともできることとなっております。

ご質問にある農地優先でいくのかについては、今後は、個々の農地の除外基準で判断するのではなく、土地利用、農地利用の判断から、六地蔵ノ畝（うね）全体として、土地所有者や地域の意見を聞きながら、除外が適当であるかの検討を行ってきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

森君。

10 番（森　治史君）

農地の転用と言われますけど、あこへ王迎団地の汽車の駅がなかったら、この話はなかったと聞いております。あの駅から半径500メーターを直線で引いた場合に、その部分だけ何とか辛うじて除外の対象になるということで、話が進んでいたというようにお伺いしております。

それで、現実にそれが優良農地というのはあれですか、耕運機いうかトラクターでたたいてもらうと、トラクターの持ち主から、爪が痛むけん爪代が欲しいと言われるような、石ころがある農地でも優良農地と言われるんでしょうか。本人さんは、頼んでも耕してもらうことができんと。それで、爪が傷んでしまうけん爪代が欲しいと言われるような農地でも優良農地ながでしょうか。

優良農地というんでしたら、そういうような土地ではないと思うんですよね。石ころらもあってない。周りも作ってるけど、その土地はもう放置しております。作ってないです。完全にそのできる状態やないし。実際にその方をきちっと把握して結論を出されたかどうか、私が疑問に思います。

これ以上いろんなことを言うと特定されてきますので、人物が。そこは避けますけど、ちょっと行政としても、人情ではできません。確かに人情は入れたら行政は曲がってくると思いますけど、考慮というもんがあってもいいんじゃないでしょうかね。その方の場合でしたら。実際にご本人に会うて。会われたたと思いますよ、役場の職員さん。その方が高台に移転したいという気持ちは十二分に分かったと思います。

で、県の方は、申請をしてくれというように言われたというんですから、県ではその除外を認めたというように私は理解しておりますが。

農用地というんでしたら優良農地ですので、誰が作っても耕作できる土地が優良農地じゃないんでしょうか。もう放棄するというような形になった場合は、まあ、全体が区画になっておりますから。

それともあれでしょうか、中ほどに大きな農業用の倉庫いうんですか、大きな建物が建っておりますが。農業用地の中で、ほいたら農作業用の休む小屋とか、出荷のための小屋でしたら建てれるんでしょうか。かなりの大きなスペースで建っておりますが、建物が。それは、ほかでも聞きます。そこだけじゃないです。国営農地の中でも、ほとんど住宅と変わらんようにやっちょうががあるいうて、実際見たことないけどそういう話も聞きます。それで良いんだったら、そのまま建てたらいいと思いますよね。やけんそれがないようにその方も申請して、正規の手続きを踏んだと思われます。

課長は、その方の状態はご存じですね。

そこだけ答えてください。

議長（山﨑正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

何点かご質問をいただきましたので、そこの部分から答弁をさせていただきます。

まず、駅からの距離の関係につきましては、先ほどから言いますように農振法、農地法、2つあります。

まずは、優良農地につきましては、農用地区域からの除外が先決、先になります。そこが初めて外れてから、農地転用の手続きに移れるということになっております。

で、県の方も来ていただいて現地確認をしていただいたということで、先ほど議員が言われましたように、最寄りの駅からの距離が500メートル以内ということで、農地区分、農地の農地法から言うと2種農地ということになります。それは、農用地区域が除外をして、初めて農地転用というところでの農地区分ということでご理解をいただきたいがですけど、それが2種農地ということで。

まずは、町の方として、先ほど答えさせていただきました農用地の除外をすべて満たすことで、まず最低条件がそこをクリア。

最終的に、その後で町として、この優良農地についてどう判断するのかというところを判断させていただいて、結果的に、農地転用まではいかなくて農用地の除外の部分で、町として農業の振興上の土地であるということで、今回は理解をしていただいたということでございます。

それと、優良農地の定義といいますか。例えば、石ころとか草が生えちょう、耕作してないとかいうところで、優良農地じゃないんじゃないかというとこでございますが。

例えば、補助整備地がすべて耕作されていればいいんですけど、残念なことに、補助整備地でも耕作放棄地が見受けられます。そこについても、優良農地、農用地区域として設定をしております。そういう農地につきましては、その所有者の方、耕作者の方が農地を耕作できないかもしれませんけど、また次の方に利用権等を設定していただいて、農地の再生利用が可能という所も今から出てくると思います。

そういうところで、補助金等、補助事業等の活用、または、それでもなくても土地改良事業等地については農用地区域ということで設定をさせていただいております。

それから、最後の農業倉庫の部分でございますが。農用地区域の中には、農業を振興するため、生産するための農業用倉庫を建てている所が見受けられます。これは200平米以内であれば、町への申請だけでオーケーになります。

農業用倉庫ということで、倉庫の中で農作業をされた方が休息をされるというような部分も必要かと思われますので、そのような構造等も農業施設ということで位置付けております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

森君。

10番（森　治史君）

今、私の質問している六地蔵ノ畝（うね）の件ですが。

そうすると、この方が農用地除外の申請をされてないということでしょうか、まず。そこのへんが、はっきりつかめてないとこの一つながですけど。

ただ、役場から拒否されたという、県はかまんというてくれたにかかわらず、町からは駄目と言われたと。だから、課長が言うたように、向こうは納得してないわけですよね。で、どなたが説明されたか知らんけど、町長がこうこうの方針ということを伝えたことだけが頭に残ってるわけですよ、向こうは。

もし、課長が言われるように、農用地の除外の申請が来てないんやったら、まずそこから、一からやり直してもらわないかんと思います。農地転用するも何もない。これもう完全に課長の説明を聞くと、農地除外、農用地の除外が先であるということですので、そこがされてなかったら、なんぼやっても許可にはならんと思いますので、一から振り出しでやってもらう以外にないと思いますが。

そういうように住民の方に話してやろうと思いますが、その土地に関して、農用地除外の申請があったものかなかったものかについてをお伺い致します。

議長（山﨑正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

再質問にお答えを致します。

以前の書類等を確認を致しまして、本人の方からの、正式に農地区域の除外の申請はなかったものと認識をしております。

それで、先ほど答弁の重複になりますけど、農用地区域の除外につきましては先ほど言いました、すべての

要件を満たす、なおかつ町としての判断というところで、町として判断で、現在はそこの部分については農用地区域から除外できませんよ、というところの答弁をさせているところでございますが。

今後はというところで先ほどお話をさせていただきましたように、六地蔵ノ畝（うね）全体として、個別の案件じゃなくて全体の農地をどうするのかというところについてですね、今後、協議を課内でしていきたい。

また、地域の皆さんとも、土地所有者の皆さんとも、ご意見等を聞きながら、それができるのかどうかの検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（山﨑正男君）

森君。

10番（森　治史君）

全体の方と、地権者の方と協議する。それは結構なことです。まあ当然でしょうけど。

この問題が、駅から500メートルの距離の以内ということになったときに、あの広い、結局今言われてる所は、農地の中では一番西の端ですよね。場所が。そこで全体の話になったら、うちもしたいけどという話になってきますよね。皆さん農用地になっておりますけど、今現在に作ってる方がほとんど海岸縁の人だと思います。まあ、郷の方、高台の方もおいでるかもしれませんけど。そうしたときには、ここまでの線引きは結構やけど、ここから向こうは駄目いうたときに、それ話にならんと思いますよ。実際に、全体の話聞くことが必要なことです。また、聞いとかなあ後でもめることになろうと思いますけど。

はっきり、500メートル以内なら500メートル以内の所の地権者の方と話すならいいですけど、全体と話していくということになってきたら、あこから300メートルぐらいあるんじゃないですか、ちょっと下がり気味でずうっと農道がついてますが、かなりの距離ありますよあれ。そやから、それ全体との話になってくると、ちょっと話が違ってくる。それは難しいよりも何も不許可と一緒ですよねそれは。全体の話がまとまるわけないですよ。西と東で、東の方の方も、端に持っちょう方も、できればあの高台へという方もおいでると思います。そうなると、最寄りの駅から500メートル以上離れたら駄目やったら、ほんなら、おらんくもいかんがやったら同意できん、とかいう話になってくると思いますよ。

農用地というんだから、私、もうちょっときれいで農業ができる土地かと思ってました。まあ、皆さん作っております。耕作を休んでるとこもあります。

そしたら誰が、町長が駄目というたがは誰ながですか。職員さんで。どなたが電話の応対、ご本人に直接話したがですか。ここだけがご本人に残ってるんですよ。頭の中に。だから、町長は農業優先かというんですよ。その方は。我々のことはひとつも考えてくれてないと。法的なもので、無理なものは無理で仕方がないでしょう。きちっと説明したら、向こうも納得すると思います。

けど、県が先にいいと言うたものがどうしてそこでなったかということが伝わってないんですよ、実際。そこで向こうは、県はかまんと言うたに、うちの町長は駄目だと言うたことしか頭に残ってないんでよ。そこのへんをちゃんとしてあげざったら、向こうはなんぼ言うても納得せんと思いますよ。

もう一度、農用地の除外から始めて、その結果駄目ですよということやったら、そこで納得いくと思います。で、本当に課長、その方の状態を執行部の方にも話してください。それがまず先決やと思います。

そういうことも含めてですけど、そしたらご本人に会って、私の方が農用地の除外の申請からやっていただくことかしらんできんと思いますが。もう今、誰が説明したかいうても、それは覚えてないと思います。そこはもう、いたちごっこになります。だからそこは言いませんけど、そのように住民の方がとらえちょういうことが大きな問題になっております。

もう一度、農用地の除外から入らせていただくようにお勧めしてよろしいですかね。そうでなかったら、このままでは納得していただけんと思いますがね。わが町は農業優先で、私たちのことは考えてくれてないというように突き放されてしまうと、なかなか難しいと思いますよ。防災面で、自分の命は自分で守りましょうと。で、自ら努力してくださいと言うても、ちょっとそこが逆行してくるんじゃないかと思いますので。まあたった1件の事例ですけど、こういうことが起こってることだけは受け止めてもらわないけませんが。

課長、農用地の除外から入って再度申請、よろしいですかね。

議長（山﨑正男君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

再質問にお答えを致します。

先ほどの、最寄りの駅からの距離の関係でございます。西側の一部ではないかというご指摘でございましたが、半径500メートル以内は六地蔵ノ畝（うね）のほぼ7割とか8割の部分がこの500メートル以内に入りますので、全体としての協議をさせていただきたいというふうに考えております。

で、以前のその申請、相談された方への話の部分でございますが。その担当の説明がまずかったという部分もあってご理解いただけなかったのかなというふうに思っておりますので、その部分についてはおわびを申し上げます。

個別でもう一度、除外申請をということでございますが。現段階では、先ほど答弁させていただきましたとおり、六地蔵ノ畝（うね）全体として農用地区域からの除外ができるのかどうかの検討の部分に入らせていただきたいと思いますので、そこの部分での検討ということでご理解をお願い致します。

議長（山﨑正男君）

森君。

10番（森　治史君）

そしたら、今言われました検討というのは、いつ入っていつ完結するがですか。住民の側に時間がないんですよね。高台移転という問題で。そんな、この場をつくろうて逃げるようなあれでは困ります。

全体、分かりました。7割が入るがやったら7割で結構でしょう。その方々に話をし、除外するかせんかいうことを、いつやっていつ終わるかを言うていただかんと。そして、それで除外になって初めて申請をしていただいて、その農用地から除外をしてもらう。その方の土地を。そういう手続きになると思います。まず、そうだと思います。

けど、住民の側は、県がいいですよと言うたものが、どうして町で蹴られたかという、そこが問題になっちょうがです。これはもう、誰が言うていったかいうてももう4年前のことだから、誰が電話したかも分からんと思います。そこまで言うても始まらんと思います。ただ、今、課長が言われたように、皆さん集めて除外するかどうかの話し合いを入ります言うんやったら、少のうても1年以内に結論出してあげざったら、これをやりますやりますって転ばされたら、たまったもんじゃないです。いらいらして待ちよう方は。だからそこを明確に、いつ始めていつ終わるか。そうしてあげんと、ほんとに困って切羽詰まった話でやってると思いますので。早や4年たってますのでね、その方が。高台移転を考えてから4年前に申請が始まって、4年たってますよ。で、次から4年いうたら8年でしょう。やることは結構です。やってもらわないかんと思います。けど明確に、いついつ始めていついつ、というようなめどを立てていただかんと、待つ側の状態もあります。それは行政ですから、一部だけさっと認めるわけにはいかんと思います。

町長にお伺い致します。

今、課長が言われるように、このことについてその地権者の方と話し合いを持ってどうするかを議論すると言われてますけど、このあれを。忙しい、多忙だとは思います。思いますけど、やっぱり期限を切ってあげんと、待ちよう方のこともありますので。それが全体で結果的に駄目になったとなったら、除外をしないという結論に達したがやったら、それで納得していただけると思いますが。そういう話し合いをいつ持たれて、1 年ぐらいで完結できるもんか。

町長の考え方を問います。

議長（山﨑正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

まずですね、個別の判断と、全体の土地利用計画としての判断との差があることは、まずご理解をいただきたいと思います。

それから、今回のこの農振地域の指定とかあるいは農地、あるいはさまざまな、例えば都市計画でありますとか、そういう決定というのは、その決定に非常に大きな重みがあると。それは単純に法律の重みがあるということではなくて、それに関連する土地を所有の皆さんの私権がある一定制限されると。こういうところに重みがあるということになります。

従いまして、パーソナルな条件で個別に判断をしていきながら除外をしていくという判断はなかなか取りづらいということも、まずご理解をいただきたいと思います。

それから、すべてにおいて満たさないかんのですけど、例えば農地、あるいはその農振区域の除外をして、皆さんの合意形成が取れればということなんですけれども。それ以外の所で、個別に判断をしていきながら外していこうとすることになると、ちょっと今の全体の構図がつまびらかに分かってるわけではないんですけど、例えば道路の入り割り等によってはですね、それによって有益な方と、それによって有益さが何も生まれない方とという、こういうことも生まれてまいります。

従いましてここに、先ほど課長からも答弁いただきましたように全体利用。例えば、集約化の阻害要因にならないか、あるいは作業効率の低下を招かないか。こういった条件が示されてるわけですね。これらを全体的に判断をしてやらなければならないので、個別のひと区画だけをもって、どうにかしましょうという判断はなかなかしづらいということを少しご理解をいただいておきたいと思います。

その上で、あそこっていうのは今回申請された理由が多分、下から上へ住居の移転をということだと思うんですけれども。自分たちが冷静に町全体をふ関したときも、非常に有望なそういう土地だと思います。それを、先ほどの繰り返しになりますが個別に判断していくのではなくて、全体としての区域判断。それをやった上で、じゃあ土地の再利用をどうするのかっていう企画まで持っていくのが多分、自分たちに求められてる姿勢かなと思います。

議長（山﨑正男君）

森君。

10 番（森　治史君）

私も最初から、もう最終的によね、私は今の質問の中で言葉が足ららったかもしれませんけど、個別に 1 つだけのことを決めるいうことは難しいなってきてますので、判断が。

だから、課長が言われた言葉は、全体の区域の中でその話し合いを持たれるということやったから、そしたら、その話し合いをいついつに始めていついつに完結するかいうことを、町長にお伺いしたがです。もしするとした場合に。

今、課長は、今町長が言われたように、あの中の全体の地権者を集めて、これをどうするかいう話し合いをされていくというようなことで話をまとめていかないきませんということで課長から言われたので、その話をするだけでやります言われても、いつ始めていつ終わるかという入り口と出口がないことには住民の方がもう納得できん状態になってるので、結論的に、最終的な結論が駄目やったら駄目でいいと思います。それは行政のやり方であって、個別に一つ一つを、ここは許可する、ここは許可せんいうようなことはできませんので。その500メートル以内に入っちょうとこすべて、その除外の対象にするか何かいう話をされたらいいと思います。その話し合いを持っていくというように課長が言われましたんで、その話し合いをいつ持たれるようにしれくれるかということを町長に委ねたがです。結論はいつになるかというように。それを3年も伸ばされたら困りますよと。せいぜい1年ぐらいで、そういう会をしたら1年ぐらいで結論を出してくださいねということを求めたがですが。それができるかできないか、ということを問うちょうがですけど。その全体を考える。農用地を外すか外さないかとを皆さんに聞くということやったから、課長から。で、その話し合いを持ちますいうことやったから、その話し合いはいつ入りますかということをお伺いしようがですよ。ほんで、いつ終わりますかということを。

議長（山﨑正男君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、ご意見をお伺いするタイミングというのは、少しお時間を頂ければ調整はできると思うんですけど。いつ終わるかというのは、こちらの都合だけでということにはならないと思います。

それから、仮に皆さんのコンセンサスが取れて、区域の除外に踏み込みましょうということになった際にですね、例えば、行政主導で住宅地として再整備をするのか。あるいは、単なる区域の除外をして地目変更するのかによってもですね、帰着点によって、その話し合いの期間というのは全然変わってくるわけですね。

従いまして、今の段階で、いつ入っていつ結論が出ますということを言うのは少し、まだ時期尚早かなと思います。

できればですね、全体利用のご意向をいただきたいので、やはり。先ほど申し上げましたように、なかなか重い規制がかかってる所の個別の判断というのが難しいという中で、それぞれの地権者の方のご意向をまずお伺いしたいと思いますので、その作業には年度内には入れると思うんですけれども。

繰り返しになりますが、その結論がいつどのような形で帰着できるのかというのは、現段階においてはまだ述べられる時期にないということです。

議長（山﨑正男君）

森君。

10番（森　治史君）

はい、分かりました。

ぜひ、取り掛かりを早めにお願い致します。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（山﨑正男君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）
異議なしと認めます。
従って、本日は、これで延会することに決定しました。
本日は、これで延会します。

延会時間　　16 時　38 分